

100大事業の自己分析に対する
外部視点の点検
報告書

令和6年2月

EY 新日本有限責任監査法人

1 外部視点の点検の実施

事業所管部署が実施した100大事業の自己分析結果について、終了事業等を除いてヒアリングを実施し、6つの客観的指標に沿って、事業所管部署の主体的な改善検討に向けた「気づき」につながるような助言等を行った。

(1) 対象事業

事業所管部署が自己分析を実施した令和4年度当初予算での100大事業を対象とした。

図表 1 100 大事業一覧（令和4年度当初予算ベース）

(単位：億円)

No.	事業名	一般財源	No.	事業名	一般財源
1	人件費	3,167	51	南本牧ふ頭第5ブロック処分場整備事業	24
2	公債費	1,828	52	公園維持管理事業	23
3	介護保険事業費会計繰出金	460	53	中央と畜場費会計繰出金	23
4	下水道事業会計繰出金	411	54	情報システム運営管理事業	23
5	後期高齢者医療事業費会計繰出金	347	55	一般財団法人横浜市道路建設事業団への補助	22
6	施設型給付費	322	56	横浜市立動物園管理運営事業	22
7	生活保護費	314	57	高速鉄道事業会計繰出金（財政局）	22
8	保育・教育施設向上支援費	275	58	妊婦・産婦健康診査事業	22
9	国民健康保険事業費会計繰出金	167	59	就学奨励費	22
10	個性ある区づくり推進費	132	60	中学校 学校運営振興費	21
11	横浜市立大学運営交付金	126	61	工場補修費	21
12	定期予防接種事業	104	62	行政情報通信基盤（庁内LAN）運用事業	19
13	横浜環状北西線整備事業	93	63	高速鉄道事業会計繰出金（健康福祉局）	19
14	障害者支援施設等自立支援給付費	92	64	小中学校整備事業（新增改築）	19
15	居宅介護事業	86	65	横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センター管理運営費	18
16	小児医療費助成事業	77	66	償還金・還付加算金	18
17	障害者グループホームB型設置運営費補助事業	75	67	社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営事業	18
18	児童手当支給事業	74	68	自立生活移行支援助成事業	18
19	病院事業会計繰出金	73	69	横浜美術館大規模改修事業	17
20	敬老特別乗車証交付事業	66	70	市庁舎管理運営事業	17
21	重度障害者医療費助成事業	61	71	粗大ごみ処理事業	16
22	学校給食調理業務民間委託事業費	59	72	分別・リサイクル推進事業	16
23	児童扶養手当支給事業	59	73	福祉特別乗車券交付事業（民営バス）	15
24	延長保育事業	51	74	街路樹管理事業費	14
25	道路等維持費（道路修繕事業）	46	75	英語教育推進事業	14
26	障害児通所支援事業	45	76	私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費	14
27	自動車事業会計繰出金	44	77	市営住宅指定管理者経費	14
28	医療費公費負担事業	44	78	更生医療給付事業	13
29	公園整備事業	43	79	地域活動支援センター運営事業（身体・知的障害者地域作業所型）	13
30	小学校 学校管理費	40	80	中学校 学校管理費	13
31	がん検診事業	39	81	公共建築物長寿命化対策事業	13
32	家庭ごみ収集運搬業務委託事業	36	82	高齢者インフルエンザ予防接種事業	13
33	みどり保全創造事業費会計繰出金	36	83	養護老人ホーム等措置費	12
34	新型コロナウイルス感染症対策事業	36	84	市営住宅計画修繕・入退去業務等委託費	12
35	放課後キッズクラブ事業	35	85	放課後児童クラブ事業	12
36	市街地開発事業費会計繰出金	34	86	橋梁整備費(橋梁整備事業)	11
37	小学校 学校運営振興費	34	87	障害者スポーツ文化センター管理運営事業	11
38	文化施設運営事業	33	88	小学校教育用コンピュータ整備事業	11
39	20街区M I C E 施設整備運営事業	32	89	地域活動推進費	11
40	児童措置費等	31	90	準要保護児童学校給食費	11
41	地域ケアプラザ運営事業	30	91	精神障害者生活支援センター運営事業	11
42	私立幼稚園等預かり保育補助事業	29	92	社会福祉施設等償還金助成事業（特別養護老人ホーム等）	11
43	公園・施設別管理運営事業	29	93	横浜市地域福祉活動補助金	11
44	みどり基金積立金	29	94	資源集団回収促進事業	10
45	中学校給食事業費	28	95	地域型保育向上支援費	10
46	難病対策事業	28	96	教職員給与等管理事務費	10
47	（一財）横浜市道路建設事業団保有道路資産購入事業	27	97	地域活動支援センター運営事業（精神障害者地域作業所型）	10
48	借上型市営住宅費	26	98	予備費	10
49	地域型保育給付費	26	99	保育・教育人材確保事業	10
50	企業立地促進条例による助成事業	25	100	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業	10

(2) 点検の視点

各事業所管部署による客観的指標ごとの自己分析に対して、下記の視点を中心に、点検した。

- 市民ニーズに関して、今後増える又は減るなどの傾向を、どのように予想しているのか。また、給付や助成等を行う事業については、市民ニーズに対応した対象者を的確に見込むことができているか。
- 実施根拠に関して、実施主体として市が関与する妥当性が確認できているか。そして、根拠法令等に沿って、適切・具体的に事業目的を設定されているか。抽象的・概念的に表されていることで、事業目的が具体化されていないことはないか。
- 妥当性に関して、水準・規模・内容等の適正性が確認できているか。前提として、国水準に照らしてサービスの対象や水準が上回っている、いわゆる上乗せ・横出し分を中心に、効果の検証が行われているか。また、可能な限り他都市等との比較を行い、サービス水準等の妥当性や効果について検証しているか。
- 事業実績に関して、事業目的を踏まえた目標を設定し、実績を把握した上で、検証が行われているか。社会経済情勢の変化等にあわせて、適切な目標設定になるよう見直しが図られているか。
- 効率性・経済性に関して、(1)実施主体の妥当性が確認できているか。外部委託や民間移管、補助事業化は可能ではないか。補助事業については、公益性の高い事業や活動を支援するために導入されるものであるため、導入当初の目的が達成された状況においても、抜本的な見直し検討が行われないまま継続していることはないか。
また、(2)実施手法の妥当性が確認できているか。事務改善や契約方法の工夫等によるコスト削減や、さらなる財源確保の余地はないか。
- 負担の公平性に関して、受益と負担の関係について妥当性が確認できているか。横浜市では「市民利用施設等の利用者負担の考え方」を定めて、施設の性格やそこで提供しているサービスの内容に応じて標準的な負担割合を定め、これに個別事情を考慮して実際の負担割合を決定するとされているため、この考え方によれば見直し検討が行われているか。

図表 2 客観的指標

客観的指標	自己分析	自己分析の説明
市民ニーズ	増える	市民ニーズは増えることが予想される
	維持	市民ニーズは今後も維持することが予想される
	減る	市民ニーズは今後は減ることが予想される
	測ることはなじまない	市民ニーズを測ることはなじまない
実施根拠	法律・政令	法律・政令により事務処理が定められている事業
	条例	法律・政令に定めがないもののうち、市条例で定めている事業
	規則・方針	法律・政令・条例に定めがないもののうち、市規則や方針決裁等で定めている事業
	なし	該当なし
妥当性	国水準に上乗せ・横出しあり	国の基準に照らして、サービスの対象や水準が上回っている（上乗せ・横出し）
	他都市より上乗せ・横出しあり	他都市と比較して、サービスの対象や水準が上回っている
	国事業と類似・重複	国のサービスと類似・重複している
	民間と競合	民間のサービスと競合している
	該当なし	該当なし
事業実績	目標を上回った	事業実績が目標を上回った
	目標を概ね達成	事業実績は目標を概ね達成できている
	目標を下回った	事業実績が目標を下回った
	実施しなかった	事業を実施しなかった
	目標設定になじまない	目標を設定することはなじまない

(図表2 つづき)

客観的指標	自己分析	自己分析の説明
効率性・経済性 (1)実施主体	委託不可	外部委託が不可能な事業である
	委託の拡大不可	既に外部委託しており、範囲等の拡大はできない
	委託の拡大が可能	既に外部委託しており、更に範囲等の拡大が可能である
	一部委託が可能	まだ外部委託を実施していないが、一部可能である
	全部委託が可能	まだ外部委託を実施していないが、全部可能である
	民間移管が可能	民間移管が可能（一部または全部）である
	補助事業化が可能	助成事業への転換が可能（一部または全部）である
	補助事業が規定の終期を迎えてる	助成事業であるが「負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針」（平成27年4月改正、総務局）に示す、当初に設定した終期を迎えてる
効率性・経済性 (2)実施手法	事業改善が可能	AIやRPA等のデジタル化、BPRなど新技術の活用による事務改善により、コストを下げる余地がある
	契約方法の工夫が可能	既存の業務委託等、契約方法の変更などによりコストを下げる余地がある
	民間のノウハウや人材等の活用が可能	協働、共創による民間のノウハウや人材等の活用を行い、サービス向上や効率化につなげることができる
	財源確保が可能	財源確保の余地がある
	該当なし	該当なし
負担の公平性	求めていない	事業・サービスによる受益のある市民や事業者等から負担を求めることが可能であるが、求めていない
	負担割合の工夫が可能	事業・サービスによる受益のある市民や事業者等から負担を求めてはいるが、負担割合の工夫等を行うことにより事業成果の向上を図ることができる
	負担は適切である	事業・サービスによる受益のある市民や事業者等から適切に負担を求めている
	求めるべきではない	事業・サービスに対する負担を求めるべきではない

(3) ヒアリングの概要

- 実施時期：令和5年5～6月
- ヒアリング体制：専門分野ごとにヒアリングチームを組成し、終了事業や法定義務に基づくため見直しの余地のない事業など18事業を除いた82事業に対してヒアリングを実施した。

図表3 ヒアリング体制及びヒアリング実施事業数

チーム	担当技術者	担当事業			
		専門分野	事業局（令和4年度）	事業数	うち、ヒアリング実施
A	高木 麻美	健康福祉	健康福祉局	26事業	22事業
	藤原 瞭平				
	平野 加奈子				
B	福井 健太郎	こども・教育	こども青少年局、教育委員会事務局	28事業	24事業
	佛明 由佳				
C	五十嵐 郁貴	インフラ	環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局	24事業	20事業
	河内 麻衣子				
D	高橋 晶子	総務・財政 ・その他	デジタル統括本部、政策局、総務局、財政局、市民局、文化観光局、経済局、健康福祉局（繰出金）、医療局	22事業	16事業
	加藤 裕理				
合計		16局		100事業	82事業

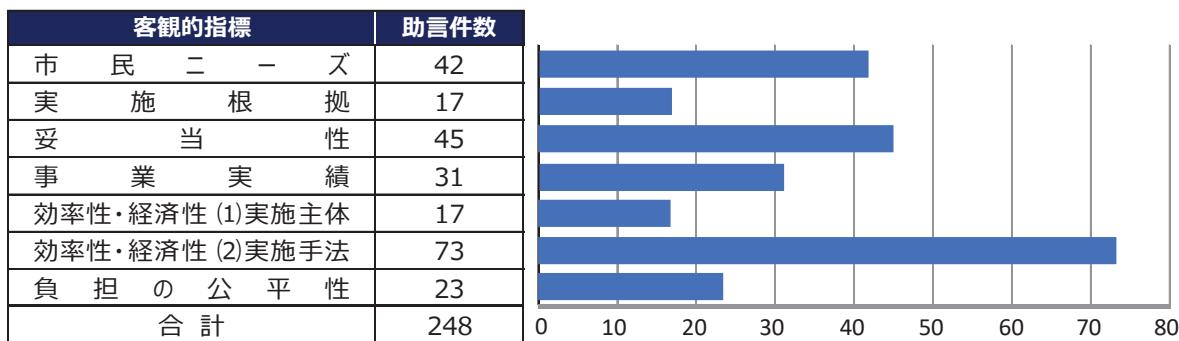
2 実施結果

(1) 全体分析

100事業中89事業に対し、全部で248件の助言を行った。

最も件数が多かったのは「効率性・経済性」に関する助言の90件（うち、実施手法に係る助言が73件、実施主体に係る助言が17件）、次いで「妥当性」に関する助言の45件、「市民ニーズ」に関する助言の42件となっている。

図表 4 指標別助言件数



「市民ニーズ」の視点では、今後の市民ニーズの動向について、データや社会経済情勢等の変化等を踏まえて継続的に把握し、より的確に見込むことや、市費負担への影響を可視化し、持続可能性という観点から、事業のあり方を整理しておくこと等について助言を行った。

「実施根拠」の視点では、市の「規則・方針」に基づく事業等について、事業の実績や効率性・経済性を踏まえて定期的な見直しを検討すること等について助言を行った。

「妥当性」の視点では、「国水準に上乗せ・横出しあり」・「他都市より上乗せ・横出しあり」とされているサービスの対象や水準等について、他都市等との比較や効果検証を行いながら継続的に見直し検討すること等について助言を行った。

「事業実績」の視点では、「目標設定になじまない」とされている事業について、事業目的に合わせた目標（アウトカム指標）設定を踏まえて事業を執行し、効果検証・改善を重ねていくこと等について助言を行った。

「効率性・経済性(1)実施主体」の視点では、「負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針」を踏まえて、終期設定等を設けるなど、定期的な検証を行うこと等について助言を行った。

「効率性・経済性(2)実施手法」の視点では、事業改善の可能性（デジタル化による事務改善、コスト分析による効率化など）、契約方法工夫の可能性（長期契約や共通物品調達などによる契約事務軽減とコスト削減）、民間のノウハウや人材等の活用の可能性（成果連動型民間委託契約方式、PFI等の官民連携手法の活用検討など）、財源確保の可能性（企業版ふるさと納税の活用やネーミングライツ・広告料収入の確保など）等について助言を行った。

「負担の公平性」の視点では、市民利用施設等については、「市民利用施設等の利用者負担の考え方」を踏まえて定期的に確認し、必要な見直し検討を行っていくことについて、その他の事業については、他都市の状況も注視しながら、利用者負担のあり方について継続的に検証すること等について助言を行った。

(2) 事業ごとの助言内容

7ページ以降の「100大事業の自己分析及び外部視点による助言等」のとおり。

3 まとめ

横浜市では、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」、「横浜市中期計画」、「行政運営の基本方針」の『3つの市政方針』に基づき、今後見込まれる収支不足の解消に向けた歳出改革を進めており、その仕組みの一つとして、施策評価・事業評価に取り組んでいる。

このうち事業評価は、各事業所管部署が、市民ニーズや効率性・経済性などの客観的指標に沿って、自己分析を行うことで、事業の改善検討へつなげていくことをねらいとしており、その一環として、100大事業の所管部署の自己分析に対する外部視点の点検を実施した。予算編成も含め、持続可能な市政運営に向けた中長期の運営を計画的に進めていくにあたり、今後、各事業所管部署が継続的に事業改善を検討していく中で、外部視点の点検結果として参考にされたい。

また、本取組における「点検の視点」は、100大事業だけでなく、全ての事業に広く適用できるとも考えている。そのため、毎年度の事業評価の中で前記の「点検の視点」を十分共有し、全ての事業所管部署での主体的な改善検討にも活用していただきたい。

このように、本取組は、事業所管課が、自己分析とは異なる角度からの考察や助言を得て、より一層の改善検討につなげられるような“気づき”を促すことに特色がある。他の自治体で見られるような、例えば、行政改革等を所管する部署が事業見直しを主導する総合評価型の事業評価や事業仕分け型の事業見直しとは異なるものである。

今後ますます経営資源が限られるなど、行政運営が厳しくなる中でも、市長のリーダーシップのもと、事業所管部署をはじめ、職員一人ひとりが「全体最適」を重視し、より一層の市民目線で思考・企画・改善実践を通じ、子ども達や将来の市民のためにも市政運営を持続可能にしていこうと挑戦を始めている。この度の外部視点の点検結果をはじめ、歳出改革の各取組を段階的・計画的にしっかりと実行することで、推計上の収支不足額を解消しながら、将来にわたって市民生活の安全安心を守り続けて行くことを期待している。

以上

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

1 人件費

事業局課	総務	局	労務	課	歳出予算科目	一般会計	-	款	-	項	-	目
政策・施策番号	政策番号	99	施策番号	99								
一般財源活用額	3,167億円	性質別		人件費	分野名称	行政運営	対象者					市民全体

事業概要^{※1}

本市職員（教職員含む）の例月給料（一部実績払）及び各種手当等を支給します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 職員人件費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・人口減少社会における公務員数や、経済環境の持続的好転（2%の物価上昇とそれに連動した賃金上昇）による人件費の上昇化傾向など、行政運営環境への的確な対応といった視点で、ニーズを把握していくことも考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「該当なし」とされているが、例えば、人口1,000人あたり職員数や、ラスパイレス指数など、職員数や人件費に関する指標により、他都市と比較して妥当性を捉えることも可能であると考える。
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	・行政運営の基本方針では、DX・公民連携、全体最適の視点により、全事業の見直しを実施し、職員一人ひとりの創造性や効率性の向上、最適な行政サービス提供主体の検討、スクラップ・アンド・ビルトを基本とした適切な職員定数管理を行うなど、総人件費を抑制するとしている。また、不断の人材育成に取り組み、職員一人ひとりの創造性や効率性を向上させる能力・スキルを高めていくとしている。今後も地方自治体の担う業務量は、社会保障分野を中心に増える可能性がある中で、部分的な業務改善だけではなく、市民サービスを維持・向上させながら、組織機構や業務プロセスそのものの抜本的な見直しを部署横断的に取り組んでいくとともに、業務実施主体の委託化や民間移管の可能性、それらを運用していく職員の人材育成についても検討していくことが考えられる。 ・職員の人材育成においては、企業経営における「人的資本経営」の考え方にある経営戦略と適合的な人材戦略に基づき、イノベーションや付加価値を生み出す人材の確保・育成、組織の構築などを推進していくことが重要であると考える。
効率性・経済性 (2) 実施手法	・行政運営の基本方針では、総人件費を抑制するため、デジタル化等を契機としたBPRによる業務の精査、再構築に取り組むとしている。例えば、住民情報系システムを令和7年度までに国の標準仕様に準拠したシステムへ移行することが予定されており、このような機会を捉え、改善に向けた取組の検討も可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

2 公債費

事業局課	財政局	資金課	歳出予算科目	一般会計	16	款	-	項	-	目
政策・施策番号	政策番号	99	施策番号	99						
一般財源活用額	1,828億円	性質別	公債費	分野名称	財政・会計	対象者	市民全体			

事業概要※1

一般会計で発行した市債の元利償還金及び発行や償還にかかる諸経費（一時借入金にかかる利子等含む）を支払います。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 公債費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
② 第三セクター等改革推進債 公債費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・平成25年度に既に発行した②第三セクター等改革推進債公債費はともかく、①の公債費については将来的な市費負担の影響を可視化し、毎年度の借金返済額の規模に対する市民の捉え方を見ていくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・健全化判断比率などの財政指標により、他都市と水準を比較していくこともできると考えられる。
事業実績	・「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」において「債務管理長期フレームにより一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高を管理し、持続性評価指標の評価の視点で定める中長期のベンチマークの実現に向けた債務管理を行う」としていることや、「収支差解消アクション」において2030年度までに減債基金の取崩による財源対策から脱却し、2031年度以降も次の10年先の2040年度を目指したさらなる改革を実践するとしていることを踏まえ、公債費についても、債務の管理による収支差解消の視点を意識した目標管理が可能と考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

3 介護保険事業費会計繰出金

事業局課	健康福祉 局	介護保険 課	歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	15	施策番号	99						
一般財源活用額	460億円	性質別	繰出金	分野名称	介護・高齢者福祉	対象者	高齢者			

事業概要※1

介護保険給付費及び地域支援事業費にかかる市法定負担分や介護保険事業に従事する本市職員人件費相当分について、一般会計から介護保険事業費会計に繰り出します。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 介護保険事業費会計繰出金	自己分析	測ることはなじまない	・法律・政令 ・規則・方針	・国水準に上乗せ・ ・横出しあり ・他都市より上乗せ ・横出しあり ・該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「測ることはなじまない」とされているが、介護保険事業費会計での介護給付費は、今後も増加が見込まれる中、その一般会計負担である同繰出金は「増える」という捉え方も考えられる。被保険者数及び介護給付費をより的確に見込むとともに、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化し、必要な施策・事業の推進と持続可能な財政運営との両立に向け、事業所管課としての運営方針を整理しておくことが必要と考えられる。
実施根拠	
妥当性	・介護サービス自己負担助成は、生活保護には該当しない収入要件等が一定の基準に該当する低所得者に対する助成として平成13年度より事業開始し、制度の狭間を埋める事業として順次助成を拡大してきている。この特定所得者層への助成の効果検証を行い、国水準を上回る助成を実施することの妥当性を検討することが考えられる。 ・また、当該助成は利用者からの申請に基づき行われている点に鑑みると、本当に支援の必要な人に行き届いているのか実態把握を行うことで、実施方法の妥当性についても合わせて検討することが考えられる。
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	・「負担は適切である」とされている点について、「妥当性」で記載した介護サービス自己負担助成は、仮に今後も継続するのであれば利用者負担割合の見直しの検討が考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

4 下水道事業会計繰出金

事業局課	環境創造局	経理経営課	歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	14	目
政策・施策番号	政策番号	34	施策番号	99						
一般財源活用額	411億円	性質別	繰出金	分野名称	まちづくり	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

総務副大臣通知「地方公営企業繰出金について」等に基づき、下水道事業会計への繰出金（雨水処理経費・行政的経費等）について、計上します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業		客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
							(1) 実施主体	(2) 実施手法	
①	3条基準内	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	事務改善が可能	求めるべきではない
②	3条基準外	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	事務改善が可能	求めるべきではない
③	4条基準内	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	事務改善が可能	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	・3条基準外で「該当なし」とされている点について、海外水ビジネス展開支援事業について国の繰出基準外の取扱いで一般会計から繰り入れている。共同で行っている水道局では、繰出金等ではなく、自己資金を使用している。海外水ビジネス展開支援事業の性格や位置づけを踏まえて、繰入金で行うことが妥当か、自己資金で行うことが妥当か、考え方を整理する必要があると考えられる。
事業実績	
効率性・経済性(1)実施主体	
効率性・経済性(2)実施手法	・「事務改善が可能」とされている点について、4年度から「横浜下水道DX戦略」に基づき、DXの「浸透」と業務「改善」に重点的に取り組んでおり、当該計画を着実に進めることで、デジタル化による事務改善につなげていくことが期待できると考える。
負担の公平性	・「雨水・公費」「汚水・私費」の原則のもと、本繰出金は雨水に係る公費負担であり、負担の公平性は「求めるべきではない」とされていると理解している。一方で、この繰出金の受け入れ先である下水道事業会計においては、汚水に係る適切な負担のあり方について、引き続き、中長期の視点で検討していくことが考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

5 後期高齢者医療事業費会計繰出金

事業局課	健康福祉 局	医療援助 課	歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	15	施策番号	99						
一般財源活用額	347億円	性質別	繰出金	分野名称	介護・高齢者福祉	対象者	高齢者			

事業概要※1

後期高齢者医療事業において、低所得者等に係る保険料軽減分、医療給付費の本市負担分、神奈川県後期高齢者医療広域連合及び本市の事務経費を一般会計からの繰出金により賄う。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 後期高齢者医療事業費会計 繰出金	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を 概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべき ではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「増える」との点について、神奈川県における被保険者数は、令和元年度には113万3千人（実績）、令和7年度には148万5千人（推計）となり、令和元年度の1.3倍を超え、その後も増加傾向は継続見込み（神奈川県後期高齢者医療広域連合 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）【令和3年2月改訂版】）だが、市内被保険者数及び医療給付費をより的確に見込むとともに、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化していくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

6 施設型給付費

事業局課	こども青少年 局	保育・教育運営 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	2	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	2	施策番号	1						
一般財源活用額	322億円	性質別	扶助費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要※1

子ども・子育て支援新制度における認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付・委託」を受ける施設等に対し、教育・保育の質の確保と、安定的、継続的な運営していくことが可能となるよう、施設型給付費・委託費の支払いを行います。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 施設型給付費	自己分析	増える	・法律・政令 ・規則・方針	・国水準に 上乗せ・ 横出しあり ・該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	財源確保が 可能	負担は適切 である

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、保育に対するニーズは高いと考えられるものの、少子化も進展していくため、国の「次元の異なる少子化対策」への対応も含めて、本事業に対する市民ニーズが今後も継続して増加していくのか、定期的に把握を行うことが適当と考える。その上で、将来的な市費負担の影響を可視化し、本事業の持続性を検討していくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「国水準に上乗せ・横出しあり」とされてる点について、国基準の利用料（保育料）に対して市費負担で軽減措置を行っているが、近隣他都市の状況と比較して適切な水準となっているか、また、利用料設定時の積算の考え方と照らし合わせたチェックなど、継続的に検証を行っていくことが考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、事業目的に合わせた目標（アウトカム指標）設定を踏まえて事業を執行し、効果検証・改善を重ねていくことが有効であると考えられる。
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法 ※3	・「財源確保が可能」とされている点について、国の水準・考え方と保育現場の実情が乖離しているところが見受けられることから、引き続き国に対して必要な対応（財源措置・公定価格への反映等）を強く要望していくことが適当と考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

※3 「財源確保」に関して、これまでに、国に制度改革等を要望し、国の6年度当初予算案に反映されました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

7 生活保護費

事業局課	健康福祉 局	生活支援 課	歳出予算科目	一般会計	7	款	4	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	14	施策番号	1						
一般財源活用額	314億円	性質別	扶助費	分野名称	社会福祉	対象者	生活困窮者			

事業概要※1

生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するのに必要な保護費（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）、就労自立給付金、進学準備給付金の給付及び施設事務費、委託事務費を支弁する。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 生活保護費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「測ることはなじまない」とされている点について、今後の保護費見込みと、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化しておくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、生活保護行政に従事する区役所等の職員が、支援対象者に必要な相談や手続きを、より的確かつ効果的・効率的に実施していくことができるよう、業務システム等の改革を進めていくことも可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

8 保育・教育施設向上支援費

事業局課	こども青少年 局	保育・教育運営 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	2	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	2	施策番号	1						
一般財源活用額	275億円	性質別	扶助費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要※1

保育所、認定こども園、給付型幼稚園は、平成27年4月に開始された子ども・子育て支援新制度において特定保育・教育施設とされ、給付対象となっています。この給付費に加え、保育・教育の質の確保・向上のため、向上支援費の助成を行います。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 保育・教育施設向上支援費	自己分析	増える	規則・方針	・国基準に上乗せ・横出しあり ・該当なし	目標設定になじまない	委託不可	財源確保が可能	負担は適切である

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、施設の安全や子ども一人ひとりへのきめ細やかな対応に対するニーズは高いと考えられるものの、少子化も進展していくため、国の「次元の異なる少子化対策」への対応も含めて、本事業を構成する各メニューに対する市民ニーズが今後も継続して増加していくのか、定期的に把握を行うことが適当と考える。その上で、将来的な市費負担の影響を可視化し、本事業のあり方を検討していくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「国水準に上乗せ・横出しあり」とされている点について、目指す「保育・教育の質」を明確化した上でアウトカム指標を設定し、近隣他都市の水準との比較や、本事業の職員配置加算、保育士確保、負担軽減に関する加算、処遇改善加算、連携施設受諾促進加算などの各メニューの効果検証を定期的に行なながら、支援のあり方を検討していくことが考えられる。 ・特に、連携施設受諾促進加算については、1か所以上の連携先は確保された状態ではあるが、保護者が利用しやすいものとなっているか、連携の実態について検証した上で、加算のあり方を検討することが考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、目指す「保育・教育の質」を明確化した上でアウトカム指標を設定し、各メニューの効果検証を定期的に行なながら、改善を図っていくことが考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法 ※3	・「財源確保が可能」とされている点について、引き続き、地域型保育向上支援費とあわせて、財源確保に向けた国への予算・制度要望を強く行っていくことが適当と考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

※3 「財源確保」に関して、これまでに、国に制度改革等を要望し、国の6年度当初予算案に反映されました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

9 国民健康保険事業費会計繰出金

事業局課	健康福祉 局	保険年金 課	歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	7	施策番号	99						
一般財源活用額	167億円	性質別	繰出金	分野名称	保健・医療	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

国民健康保険事業運営に要する人件費、事務費及び被保険者の保険料負担軽減等の経費を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 国民健康保険事業費会計繰出金	自己分析	測ることはなじまない	・法律・政令 ・規則・方針	・国基準に上乗せ・ 横出しもあり ・他都市より上乗せ・ 横出しあり ・該当なし	目標設定になじまない	委託不可	財源確保が可能	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「測ることはなじまない」とされているが、被保険者数及び医療給付費をより的確に見込むとともに、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化し、必要な施策・事業の推進と持続可能な財政運営との両立に向け、事業所管課としての運営方針を整理しておくことが必要と考えられる。
実施根拠	
妥当性	・保険料負担増加抑制のための上乗せ・横出し部分については市の政策として実施されてきたところであるが、本来は保険料負担により給付が賄われるべきであること、法定外の一般会計繰入に一部呼応する形で国制度が拡充されてきたこと等を踏まえると、当該市費負担は計画的な解消が考えられる。なお、国からも解消が求められている、保険料緩和のための市費負担は、急激な保険料の増加とならないよう、段階的に見直していくことが適切と考える。
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法 ^{※3}	・今後マイナンバーカードと保険証の一体化により紙の保険証が廃止となるため、業務の効率化及び事務費削減が見込まれることにあわせ、人件費等事務費（職員給与等繰出金）については、事務の効率化の検討が考えられる。 ・国費減額補填に要する経費は、重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成を実施していることによる国庫負担金の減額措置として、その分の国民健康保険の財源を市費で補填しているものであり、本来は国庫補助金で財源措置されるべきものであることから、当該減額措置の廃止を引き続き国へ要望していくことが必要と考えられる。 ・「財源確保が可能」とされている点について、特定健診・指導等保険事業に要する経費については、国の補助金単価と市の契約単価の差異部分を一般会計で負担している。国の補助単価が全国一律のため、横浜市を含む政令指定都市は契約単価が上回る傾向があるとのことで、今後も一般会計による負担もやむを得ないと考えられる。一方で、国の財源確保に向けて、引き続き国に要望していくことが適当と考える。また、契約単価については、診療報酬の積上げでの積算、医療機関との直接契約ではなく加盟団体との包括契約という合理的・効率的な方法で対応しており、より妥当な契約手法は現時点では見当たらないが、定期的に他都市の状況を注視しつつ、より合理的・効果的な事例が集積した場合には、再検証することが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

※3 「財源確保」に関して、これまでに、国に制度改革等を要望し、国の6年度当初予算案に反映されました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

10 個性ある区づくり推進費

事業局課	市民局	区連絡調整課	歳出予算科目	一般会計	3款	2項	1目
政策・施策番号	政策番号	99	施策番号	99			
一般財源活用額	132億円	性質別	施設運営費	分野名称	行政運営	対象者	市民全体

事業概要※1

「地域の総合行政機関」として、住民に身近な区役所が、区庁舎・区民利用施設の管理や、地域の特性・ニーズに応じて個性ある区づくりを推進するための経費です。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 個性ある区づくり推進費	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	
実施根拠	・「規則・方針」とされていることから、効果検証を行いながら、柔軟な事業展開を行うことも可能であると考える。 ・他の政令指定都市では、各区間の調整を行い、予算の重複を抑制したり、複数区で実施することでより効果的な施策展開を行うなど、所管局に調整・チェック機能の役割を持たせているところもある。予算を効果的・効率的に執行するために、本事業における所管局の役割についての検討も可能であると考える。また、区民が事業効果をより実感できるような制度運用していくために、例えば、局事業に区独自の個性的な内容を付加するもののうち、①本来であれば局事業で対応すべきものが含まれていれば移し替え、②複数区で実施する方が効率的なものは統合事務事業費やその他の予算枠（例：地域活動の新たな扱い手育成など）を作成して移し替え、③その上で、各区の課題に応じて手厚く予算化したい事業・モデル事業を実施するといった展開も考えられる。【自主企画事業費】
妥当性	
事業実績	・「目標を概ね達成」とされているが、各区の取組がアウトプット、それを踏まえて市が実現すべき区政の状態をアウトカムと捉えた場合、アウトプットに基づくアウトカム目標の設定を改めて検討することで、達成状況をみていくことも考えられる。
効率性・経済性 (1) 実施主体	・「委託不可」とされているが、18区のそれぞれの主要施設は個々の指定管理者に委託されており、包括してより効率的な契約とすることも検証することが考えられる。【区庁舎・区民利用施設管理費】
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「該当なし」とされているが、5年度予算編成よりアウトカム指標の設定等の見直しを行っており、約600の事業がある中、限られた人員で事業の必要性について精査・助言していくことは市民局等の負荷が大きいと考える。そのため、例えば、①優れた新規事業等を推進するための予算枠を新設する、②①の予算枠を設けるため及び一般的な予算効率化のため、既存の区づくり推進費にはマイナスシーリングを課しつつ、削減効果額に応じたインセンティブ枠を設ける、③推進した事業の実施効果を検証のうえ、次年度以降の予算に反映する等の手法により、効果を測ることも可能と考えられる。【自主企画事業費】 ・「該当なし」とされているが、施設管理費総体ではなく、施設単位でのコスト分析や類似施設間でのコスト比較をすることで、業務の効率化やコスト削減につなげることが考えられる。また、区民利用施設の一部については、将来にわたって市で直接施設を保有することにこだわらず、民間企業・NPO等のコミュニティスペースといった地域資源の活用により、活動の場を確保するといった制度運用も考えられる。【区庁舎・区民利用施設管理費】
負担の公平性	・「求めるべきではない」とされているが、区民利用施設は、施設種別ごとの各所管部署において、「市民利用施設等の利用者負担の考え方」を踏まえて、利用者負担について定期的に確認し、必要な見直しを行っていくことが考えられる。【区庁舎・区民利用施設管理費】

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

11 横浜市立大学運営交付金

事業局課	政策局	大学調整課	歳出予算科目	一般会計	2款	1項	1目
政策・施策番号	政策番号	23	施策番号	3, 4			
一般財源活用額	126億円	性質別	市民事業費	分野名称	生涯学習・社会教育	対象者	特定の団体・事業者

事業概要※1

公立大学法人の横浜市立大学の設立団体である本市は、法人に付与した中期目標を達成するため、明確な基準のもと運営交付金を交付し、法人は中期目標を達成するため、運営交付金を活用し、自主・自律的な大学運営を行います。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 横浜市立大学運営交付金	自己分析	維持	法律・政令	国水準に上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託不可	財源確保の余地がある	負担は適切である

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「維持」とされている点について、運営交付金という公費も入れながら運営している市立大学として、例えば市民にどういう貢献をしていくのかを、さらに深く検討することなどにより、市民ニーズを把握していくということも考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「他都市との比較」の観点で本事業を見ると、運営交付金と各学部の役割発揮との関係から、他の国公立大学との比較もしながら検討することも考えられる。 ・「国水準に上乗せ・横出しあり」とされている点について、民間病院補助に準拠する分や国基準に準拠する分等のうち市で負担すべきもの以外は、市大の果たしている人材輩出や地域貢献への評価も踏まえつつ、交付算定の考え方の見直しを検討することが考えられる。
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	・民間との役割分担の観点から見ると、大学・附属病院のいずれも民間事業者との競合が生じており、過去の経緯を踏まえつつ、今後の市の関与のあり方について検討することも考えられる。
効率性・経済性 (2) 実施手法	・実施手法全般について、運営交付金と各学部の役割発揮との関係から、他の国公立大学との比較もしながら検討することも考えられる。 ・「財源確保が可能」とされている点について、中長期的な経営の観点で市の運営交付金の負担軽減を図るため、国の施設整備補助金や外部研究資金等のさらなる活用を検討することが考えられる。
負担の公平性	・「負担は適切である」とされているが、他の公立大学と比較した上で、負担の公平性について検討することが考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

12 定期予防接種事業

事業局課	医療局	健康安全課	歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	7	施策番号	2						
一般財源活用額	104億円	性質別	市民事業費	分野名称	保健・医療	対象者	こども			

事業概要^{※1}

予防接種法に定める疾病について、予防接種を市内の協力医療機関で個別接種により実施する等により、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 接種委託費用	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
② 接種台帳システム	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
③ 個別通知	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	事務改善が可能	求めるべきではない
④ 予防接種コールセンター運営	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑤ 骨髓移植等による再接種費用助成	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑥ 風しん追加対策事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑦ 子宮頸がん予防ワクチン定期接種勧奨再開経費	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑧ その他	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「該当なし」とされている点について、委託契約は、診療報酬の積上げでの積算、医療機関との直接契約ではなく加盟団体との包括契約という合理的・効率的な方法で対応している。より妥当な契約手法は現時点では見当たらないが、定期的に他都市の状況を注視しつつ、より合理的・効率的な事例が集積した場合には再検証することも可能であると考える。 ・なお、「予防接種のしおり」の作成は、デジタル機器への対応が可能な方に對しては、子育て応援サイトでの情報提供に切り替えるなど、他の事業との連携により効果的・効率的なやり方に転換を図ることも可能であると考える。 ・「財源確保」の觀点では、国でまだ定期接種化がなされていない予防接種については、早期の定期接種化の実現とその財源の措置を併せて要望しており、継続的に交渉することが適当であると考えられる。 ・なお、近隣都市や他の中核都市でも無料となっている自治体も多いため、短期的に実費負担を求めるることは現実的ではないが、予防接種法に基づく定期予防接種の費用負担の考え方では低所得者を除き実費徴収を行うことも可能としているため、負担能力に応じて実費負担を求めるなどを将来的には検討することも可能であると考える。
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

13 横浜環状北西線整備事業

事業局課	道路局	横浜環状道路調整課	歳出予算科目	一般会計	12	款	2	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	36	施策番号	1						
一般財源活用額	93億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	まちづくり	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

東名高速道路の横浜青葉インターチェンジ・ジャンクションと第三京浜道路の横浜港北ジャンクションを結ぶ延長約7.1kmの自動車専用道路である横浜北西線を整備します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 立替施行に伴う後年度支払い等	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

14 障害者支援施設等自立支援給付費

事業局課	健康福祉	局	障害施設サービス	課	歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号		4							
一般財源活用額	92億円	性質別		扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者					障害者

事業概要※1

障害者総合支援法に基づく障害者自立支援給付費の支払い。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 障害者支援施設等自立支援給付費	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	負担は適切である
② 災害時応急備蓄物資整備費補助金	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、ニーズの裏付けのある、より的確な見込みと、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化し、必要な施策・事業の推進と持続可能な財政運営との両立に向け、事業所管課としての運営方針を整理しておくことが考えられる。
実施根拠	・「規則・方針」とされているが、災害時応急備蓄整備費補助金について、避難場所としての提供実績等をモニタリングすることで継続的に要否を検討し、必要に応じて終期の設定を検討することが考えられる。【災害時応急備蓄物資整備費補助金】
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「該当なし」とされているが、災害時応急備蓄整備費補助金の対象となる非常食等の備蓄費用については、現状、障害者支援施設等自立支援給付に含まれないが、障害者支援施設の一つの有用な機能であるのは事実であり、その意義を強調して、国や県に同給付の対象とする、又は別途補助を受けられるよう交渉することを検討することが考えられる。【災害時応急備蓄物資整備費補助金】
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

15 居宅介護事業

事業局課	健康福祉局	障害自立支援課	歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	4						
一般財源活用額	86億円	性質別	扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者				障害者

事業概要^{※1}

身体介護や家事援助を必要とする障害者及び視覚障害等により移動に著しい困難を有する障害者に対してホームヘルプサービスを、単独で外出が困難な重度障害者に対してガイドヘルプサービスを提供することにより、障害者の自立と社会参加を促進します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 障害者ホームヘルプ事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	負担は適切 である
② 障害者ガイドヘルプ事業 (一部あんしん施策)	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	負担は適切 である
③ 重度訪問介護利用者大学修学支援事業	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	負担は適切 である
④ 訪問介護利用者負担助成事業	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
⑤ ガイドヘルパー等研修受講料助成(あんしん施策)	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を 下回った	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
⑥ ガイドヘルバースキルアップ研修(あんしん施策)	自己分析	維持	なし	該当なし	目標を 概ね達成	・全部委託が 可能 ・補助事業化が 可能	該当なし	求めるべき ではない
⑦ 事務費	自己分析	測ることは なじまない	なし	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、ニーズのより的確な見込みと、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化し、必要な施策・事業の推進と持続可能な財政運営との両立に向け、事業所管課としての運営方針を整理しておくことが考えられる。 ・特に、大学修学支援については、大学進学希望者は一定程度いるが、当初想定10人程度に対して直近実績4名だったことを踏まえて、ニーズの動向を今後も確認し、実績に沿った水準へと見直すことが考えられる。【重度訪問介護利用者大学修学支援事業】
実施根拠	・「重度訪問介護利用者大学修学支援事業」、「訪問介護利用者負担助成事業」、「ガイドヘルパー等研修受講料助成」については、障害者支援を充実させるため、市の「規則・方針」に基づいて実施している。利用実態を踏まえれば、現時点での見直しをするものではないが、事業の実績や効率性、有効性を踏まえて定期的な見直しを検討することが考えられる。【重度訪問介護利用者大学修学支援事業】【訪問介護利用者負担助成事業】【ガイドヘルパー等研修受講料助成(あんしん施策)】 ・ガイドヘルバースキルアップ研修については、根拠となる「規則や方針」ではなく、事業の実績や効率性、有効性を踏まえて定期的な見直しを検討することが考えられる。【ガイドヘルバースキルアップ研修(あんしん施策)】
妥当性	
事業実績	・「目標を下回った」とされている点について、周知不足により受講者ニーズの発掘が進まなかつたと分析されているが、想定の250人を下回っている状況が継続しており、実態に沿った水準へと見直しを検討することが考えられる。【ガイドヘルパー等研修受講料助成(あんしん施策)】
効率性・経済性 (1)実施主体	・「全部委託が可能」「補助事業化が可能」とされている点について、平成29年度まで委託をしていたが、講師の選定が難しいことと、委託をすると予算を大幅に超過するため、現在は直営に戻っている。さらに、対象が限定されていることが推察されるため、研修の必要性や効果について定期的な見直しが考えられる。【ガイドヘルバースキルアップ研修(あんしん施策)】
効率性・経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、「障害者ホームヘルプ事業」では、国庫負担基準額75%に対し、実際の給付額に対する市への補助率は約65%となっている。補助額が実際の給付額ではなく国庫負担基準額で算定されているためあり、結果的に、実際の給付額に近い自治体もあるが、異なる自治体もある。国庫負担基準額と横浜市の給付額との乖離の要因は、個人ベースでサービスの支給量にばらつきがあったり、重度障害者の割合が多いなど、国庫負担基準を超えた利用があるためと考えられる。利用実態の分析を踏まえて、他自治体とともに、基準額ベースでなく給付額ベースでの支給など国に対して強く要望していくことが考えられる。 ・また、「障害者ガイドヘルプ事業」では、予算上は法定の国・県からの財源補助率75%で計上しているが、実際の執行での市への補助率は55.5%にとどまっている。国補助金の補助率は上限設定となっており、全国の予算要求が慢性的に国の予算を超えているため、横浜市には基準よりも低率で交付されている。市費負担抑制のため、他の障害関係事業とあわせて、同様の問題意識を抱える自治体とともに、国に対して、自治体に負担を負わせている状況を解消し、満額認証するよう強く働きかけを行っていくことが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

16 小児医療費助成事業

事業局課	健康福祉局	医療援助課	歳出予算科目	一般会計	7	款	1	項	5	目
政策・施策番号	政策番号	1	施策番号	5						
一般財源活用額	77億円	性質別	扶助費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要^{※1}

安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、小児医療費の一部を助成することにより、小児を抱える世帯の経済的負担の軽減を図り、小児の福祉の向上に寄与する。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 小児医療費助成事業	自己分析	増える	条例	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	・事務改善が可能 ・財源確保が可能	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	・「条例」とされている点について、市の裁量により変更することは可能であるが、子育て世帯の経済的負担の軽減は国の方策であることから、全国一律の医療費助成制度の構築を引き続き強力に要望することが必要と考える。
妥当性	・「該当なし」とされている点について、国の現在の政策の方向性や助成対象拡大（対象年齢の引き上げ、所得制限の撤廃）といった全国の自治体の実態、他都市の助成水準との比較みると、所管部署の分析は理解できるものと考える。 ・一方で、本事業が少子化対策であることに鑑みれば、国のレベルで、数ある少子化対策の中で、中長期的に効果があるものは何かを、教育支援等とあわせて検証し、隨時、検証結果を踏まえた施策・事業の見直しを図るよう要望することが考えられる。
事業実績	
効率性・経済性(1)実施主体	
効率性・経済性(2)実施手法	・「事務改善が可能」とされている点について、申請事務の集約化及びデジタル化による費用削減を検討することが考えられる。具体的には、今般の所得制限撤廃の申請に係る区の業務について、時限的な事務処理センターを設置して集約化し、費用の削減ができたことを踏まえて、今後同様の事務を区から健康福祉局に集約し、申請手続きのオンライン化及び申請受理後の処理業務の民間委託による費用削減効果の検討が可能であると考える。なお、こども青少年局で検討中の子育て応援サイトの活用など、他の事業との連携の可能性を検討することも考えられる。 ・「財源確保が可能」とされている点について、国の費用負担増加に関しては、全国市長会だけでなく、指定都市市長会や市単体でも要望していることだが、今後も他の自治体と連携して、国への要望を継続することが考えられる。また、神奈川県に対しても、市町村間での補助率差異は正について申し入れをしているとのことだが、今後も本市負担の増が見込まれることから、引き続き、強力に予算・制度要望することが考えられる。
負担の公平性	・「求めるべきではない」とされている点について、本事業の所得制限撤廃は申請ベースであることから、申請がない対象者の属性を把握・分析し、今後の負担のあり方を考える際の検討材料とすることも可能と考える。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1											
17 障害者グループホームB型設置運営費補助事業											
事業局課	健康福祉局	障害施設サービス課	歳出予算科目	一般会計	7款	2項	1目				
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	4							
一般財源活用額	75億円	性質別	扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者	障害者				
事業概要※1											
障害者等の地域での自立及び生活の安定を図るため、グループホームを設置・運営する法人に運営費等の補助や障害者総合支援法に基づく自立支援給付等を行います。併せて、グループホームの設置促進、運営の安定に資するため、設置費補助や運営費に係る市単独加算事業等を行います。											
所管部署の自己分析※2											
細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性			
						(1) 実施主体	(2) 実施手法				
① 障害者グループホーム自立支援給付費事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	負担は適切である			
② 障害者グループホーム設置費等補助事業	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	負担は適切である			
③ 障害者グループホーム運営費補助事業	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	一部委託が可能	該当なし	負担は適切である			
④ 障害者グループホーム単独加算助成事業	自己分析	増える	規則・方針	・国水準に上乗せ・横出しあり・該当なし	目標を概ね達成	補助事業化が可能	該当なし	負担は適切である			
⑤ 障害者グループホームスマートリンク等整備費補助事業	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	・委託不可・一部委託が可能	該当なし	負担は適切である			
⑥ 重度・高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業	自己分析	増える	規則・方針	国水準に上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	負担は適切である			
⑦ 法定事業移行支援事業	自己分析	減る	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	負担は適切である			
⑧ 障害者グループホーム体験入居費助成事業	自己分析	増える	規則・方針	国事業と類似・重複	目標を上回った	委託不可	該当なし	負担は適切である			
⑨ 障害者グループホーム設立等支援事業	自己分析	測ることはなじまない	なし	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない			
⑩ 障害者グループホーム調査強化事業	自己分析	測ることはなじまない	なし	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない			
外部視点による助言等※2											
市民ニーズ	・国の方針として、入所施設から地域生活への移行を図っており、グループホームはその受け皿となっている。現在施設に入っている方も含めた潜在ニーズは、強度行動障害3,000人、長期入院2,000人、医療ケアが必要な方1,300人等、大きな規模になることが想定されるが、「市民ニーズ」のよりの確な見込みと、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化し、必要な施策・事業の推進と持続可能な財政運営との両立に向け、事業所管課としての運営方針を整理する余地がある。										
実施根拠	・「規則・方針」や「なし」とされている細事業は、「市民ニーズ」「妥当性」「効率性・経済性」で記載した内容に鑑み、設立支援や調査強化の終期の設定も視野に入れ、各補助項目や補助率の最適化による持続可能な制度へと見直しを検討することが考えられる。【障害者グループホーム設置費等補助事業】【障害者グループホーム運営費補助事業】【障害者グループホーム単独加算助成事業】【障害者グループホームスマートリンク等整備費補助事業】【重度・高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業】【法定事業移行支援事業】【障害者グループホーム体験入居費助成事業】【障害者グループホーム設立等支援事業】【障害者グループホーム調査強化事業】										
妥当性	・横浜市では障害者支援において他都市に先駆けた取組を推進しているが、潜在的ニーズの大きさや財源に鑑み、事業の効果検証による補助項目・補助率の最適化や、より重度の障害者の支援に財源をシフトするなど、持続可能な制度運営に向けた更なる方向性の検討が考えられる。										
事業実績											
効率性・経済性 (1)実施主体	・設置に関する相談業務は委託、ヒアリングは直営と、業務の性質や費用対効果をみながら委託の可否を判断しているが、現在手計算で実施している空室補助に関する算定業務はシステム導入により委託の可能性があるなど、引き続き、具体的な方法や影響額を算定し、委託に向けた検討が考えられる。										
効率性・経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、一般の賃貸物件のポータルサイトを利用し、空室情報と入居希望者をマッチングさせる手法はとりづらいことから、区と連携し入居希望者の情報を把握し、区内で空室が発生したらすぐに連絡する仕組みの構築を検討されている。今後もグループホーム設置数が増えていく可能性を踏まえると、運営費補助（空室補助）の増を抑制するためにも、新たな仕組みの具体化に向けた検討を進めることが適当と考える。 ・また、持続的な制度運営のため、グループホームが補助に頼らず運営できるような運営ノウハウの確立や事業者間での情報共有、最適な補助率の試算・設定について、今後検討していくことが可能であると考える。										
負担の公平性											

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

18 児童手当支給事業

事業局課	こども青少年 局	こども家庭 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	1	施策番号	2						
一般財源活用額	74億円	性質別	扶助費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要^{※1}

中学校修了前の児童を養育している方に児童手当を支給します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 児童手当支給事業	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

19 病院事業会計繰出金

事業局課	医療局	地域医療課	歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	20	目
政策・施策番号	政策番号	17	施策番号	99						
一般財源活用額	73億円	性質別	繰出金	分野名称	保険・医療	対象者	特定の団体・事業者			

事業概要^{※1}

地方公営企業法に基づき、一般会計より病院事業会計に対し補助を行う。
市民病院事業、脳卒中・神経脊椎センター事業、みなど赤十字病院事業に対する繰出金。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 病院事業会計繰出金（市民病院）	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
② 病院事業会計繰出金（脳卒中・神経脊椎センター）	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
③ 病院事業会計繰出金（みなど赤十字病院）	自己分析	増える	法律・政令	・国水準に上乗せ・横出しあり ・該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」との点について、例えば、国が検討している社会保障経費適正化の動向を踏まえ、医療費のより的確な見込みと、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化し、必要な施策・事業の推進と持続可能な財政運営との両立に向け、事業所管課としての運営方針を整理しておくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・みなと赤十字病院への繰出金のうち①高資本費対策分及び②利子補助分については指定管理者制度導入時の枠組みに係るもので所要額を繰出しているものだが（上乗せ・横出し分）、本来は独立採算の下で収益から資本費を回収していくと考えられる。指定管理者制度導入時の経緯で一般会計負担となっている点には配慮しつつ、次期の指定管理者選定のタイミングなど将来的には適切な負担関係に改善に向けて検討することが考えられる。 ・民間との役割分担の観点からみると、病院については民間事業者との競合が生じている。市立病院のあり方については、平成14年度に諮問機関の答申を受けて検討し、現在の経営形態に移行したと認識しているが、前回の検討から20年程度経過しているため、例えば、この間の運営の振り返りとともに、今後の市の関与のあり方を検討することが考えられる。
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	・「委託の拡大不可」とされているが、政策的に必要な医療機能を担うための病院が公設公営である必要性は必ずしもなく、実際、市の一定の支援の下で地域中核病院が担っている。政策的に必要な医療機能とは何かを明確に定義して、これを条件として地域中核病院に委託する等によって、その機能を確保することについて検討することが考えられる。 ・従って、例えば、将来的には民間移管をはじめ、取りうる経営形態（地方独立行政法人、指定管理、民営化）ごとの効果や課題を見据えて、経営形態のあり方について検討することが考えられる。また、地域医療構想を踏まえながら、横浜市域内の神奈川県立病院（地独）との役割の整理の検討も可能であると考える。
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

20 敬老特別乗車証交付事業

事業局課	健康福祉局	高齢健康福祉課	歳出予算科目	一般会計	7	款	3	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	28	施策番号	2						
一般財源活用額	66億円	性質別	市民事業費	分野名称	介護・高齢者福祉	対象者	高齢者			

事業概要^{※1}

敬老特別乗車証を交付することにより、高齢者の外出支援及び社会参加を支援し、高齢者の福祉の増進を図る。
 〈交付対象者〉
 70歳以上、市内在住（在日外国人含む）で、寝たきり状態でない人
 〈利用可能交通機関〉
 市営バス、市営地下鉄、民営バス（10社）、川崎市営バス（東急バスとの共同運行の路線のみ）、金沢シーサイドライン
 ※民営バスは、市内停留所で乗車または降車の場合に限る

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 敬老特別乗車証交付事業（民営バス分）	自己分析	増える	条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
② 敬老特別乗車証交付事業（IC化等導入費分）	自己分析	増える	条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
③ 金沢シーサイドライン乗車券交付事業	自己分析	増える	条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされているが、コロナ禍からの回復後のニーズ動向についても、継続的な把握を検討するとともに、こうしたニーズ動向も踏まえて、持続可能な制度としてどうあるべきかを検討することが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「他都市より上乗せ・横出しあり」とされている点について、横浜市が顕著に上回っているわけではないが、IC乗車券化によって制度の選択の幅が拡大したところから、例えば、所得のみを軸としたフリー利用ではなく、利用回数に応じた利用者負担とすることなどの検討も可能と考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、事業の主目的である高齢者の外出促進の効果以外に、高齢者の健康増進につながるのかという視点でも、施策の効果を検討することが可能であると考える。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、IC化により正確に利用回数を把握できるようになったため、今後は、利用回数の想定と実利用回数が著しく乖離しない条件下交通事業者との協定を締結できるよう継続的に検討することが考えられる。
負担の公平性	・「負担は適切である」とされているが、他都市に比べると、住民税課税世帯への負担がやや軽減されているので、定額を維持するにしても、利用者負担全体の体系を見直す、上限を引き上げる等を検討することが考えられる。 ・また、少数ではあるものの所得が十分ある方も利用しているが、所得が一定以上の方（世帯員に一定の課税者がいる場合も含む）は、例えば、本事業の対象外とすることについて、検討が可能であると考える。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

21 重度障害者医療費助成事業

事業局課	健康福祉 局	医療援助 課	歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	99						
一般財源活用額	61億円	性質別	扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者				障害者

事業概要^{※1}

重度障害者が医療を受けた際に要する費用（医療保険自己負担分）の助成を行うことにより、重度障害者の健康保持及び生活の安定に寄与することを目的とする。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 重度障害者医療費助成事業	自己分析	増える	条例	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	・事務改善が可能 ・財源確保が可能	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	・短期的な見直しは困難と考えるが、「負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針」を踏まえて、終期設定や所得制限を設けることによる負担割合の工夫などを定期的に検証し、中長期的なあり方を検討することが可能と考えられる。
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「事務改善が可能」とされている点について、オンライン申請や事務処理センターの導入により、経費削減が可能であると考える。 ・「財源確保が可能」とされている点について、これまで、国に対して国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止や財政措置の拡充を要望とともに、神奈川県に対して他の政令市と一緒に市町村間での補助率較差是正について申し入れているが、今後も引き続き、強力に予算・制度要望することが考えられる。
負担の公平性	・「求めるべきではない」とされている点について、短期的な見直しは困難と考えるが、所得制限を設けることによる負担割合の工夫については検討することが可能と考える。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

22 学校給食調理業務民間委託事業費

事業局課	教育委員会事務 局	健康教育・食育 課	歳出予算科目	一般 会計	15	款	7	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	5	施策番号	99						
一般財源活用額	59億円	性質別	市民事業費	分野名称	学校教育	対象者	こども			

事業概要^{※1}

学校給食調理業務を民間企業に委託します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 学校給食調理業務民間委託	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大が可能	該当なし	求めるべきではない
② 委託校支援	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	・「委託の拡大が可能」とされている点について、現状では、毎年4校程度の民間委託への切り替えだが、校数をさらに増やしていくことを検討することが考えられる。具体的には、新規に委託した事業者について事業遂行に問題がないか等の事後レビューを行った上で、当該新規委託事業者と既存の事業者に、新たな学校での委託可能性についてサウンディングを行うなど、学校給食のさらなる質的向上と効率的・効果的な運営に向けて、民間委託増の可能性を探ることが考えられる。【学校給食調理業務民間委託】
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「該当なし」とされているが、現状では、5年ごとに入札を行っている（契約期間は単年度、2～5年目は随意契約）点について、毎年の契約事務を軽減し、かつ事業コストを一定金額に抑えるために、長期契約の可能性について検討することが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

23 児童扶養手当支給事業

事業局課	こども青少年 局	こども家庭 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	99	施策番号	99						
一般財源活用額	59億円	性質別	扶助費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要^{※1}

児童扶養手当法及び関係法令等に基づき、ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 児童扶養手当支給事業	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

24 延長保育事業

事業局課	こども青少年 局	保育・教育運営 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	2	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	2	施策番号	4						
一般財源活用額	51億円	性質別	扶助費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要^{※1}

保育認定区分に応じた最大で利用可能である時間を超えて延長保育を実施した場合に、必要経費の助成を行います。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 延長保育事業	自己分析	増える	・法律・政令 ・規則・方針	・国水準に 上乗せ・ 横出しあり ・該当なし	目標を 下回った	委託不可	財源確保が 可能	負担は適切 である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、保育に対するニーズは高いものの、少子化も進展していくため、国の「次元の異なる少子化対策」への対応も含め、本事業に対する市民ニーズが今後も継続して増加していくのか、定期的に把握を行うことが適当と考えられる。その上で、将来的な市費負担の影響を可視化した上で、本事業のあり方を検討することが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「国水準に上乗せ・横出しあり」とされている点について、延長保育の全件対応など横浜市の水準は比較的充実しているが、近隣他都市の状況も注視しつつ、延長保育のニーズ・事業目的に照らして適切な水準・考え方となっているか、継続的に検証を行っていくことが考えられる。
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・「財源確保が可能」とされている点について、国の水準・考え方と保育現場の実情が乖離しているところが見受けられることから、引き続き国に対して必要な対応（財源措置・公定価格への反映等）を要望していくことが考えられる。
負担の公平性	・「負担は適切である」とのことだが、例えば、他都市で見られるような、所得水準に応じた負担や、月額制・日額制の導入など、保護者・事業者の事務負担も勘案しながら、利用者負担のあり方について、継続的に検証を行っていくことが考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

25 道路等維持費(道路修繕事業)

事業局課	道路局	維持課	歳出予算科目	一般会計	12	款	1	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	38	施策番号	1						
一般財源活用額	46億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	まちづくり	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

昭和27年に制定された道路法の第42条に記載されている『道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。』という理念をもとに市管理道路の維持管理を行います。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 道路修繕事業 単独事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
② 道路修繕事業 補助事業	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	・「目標を概ね達成」とされている点について、一定の規模の枠で予算が配賦される性格の事業であるため、この範囲内で、今後も市民ニーズに応えながら道路の安全を確保するためには、関連データに基づく優先付けを徹底した上で、幹線道路だけでなく生活道路についても、修繕計画に対する進捗率などの指標を設定し、定期的にモニタリングするなど、より効果的かつ効率的に事業運営を行うことが考えられる。
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「該当なし」とされているが、横浜市の公式LINEによる道路の破損の通報や幹線道路の補修箇所調査など、既にデジタル技術の活用を取り入れている。今後は幹線道路だけでなく、生活道路についても、デジタル技術を活用した補修箇所調査を行い、パトロールの効率化等を進めるなどの検討も可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

26 障害児通所支援事業

事業局課	こども青少年 局	障害児福祉保健 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	3						
一般財源活用額	45億円	性質別	扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者	こども			

事業概要^{※1}

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児相談支援事業を実施するため、給付費の支給や事業所への研修指導等を行う。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 障害児通所支援事業	自己分析	増える	・法律・政令 ・なし	該当なし	・目標を上回った ・目標を概ね達成	委託の拡大不可	事務改善が可能	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、国の動向や障害児福祉計画に合わせて必要量を検討するとともに、ニーズの総量や将来的な増加可能性について、定期的に把握・検討（ニーズ把握の仕組みの検討も含め）していくことが適当と考えられる。その上で、将来的な市費負担の影響を可視化し、本事業のあり方を検討していくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「事務改善が可能」とされている点について、事務処理のデジタル化等により、市の業務の効率化を進めることが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

27 自動車事業会計緑出金

事業局課	健康福祉 局	高齢健康福祉 課	歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	18	目
政策・施策番号	政策番号	28	施策番号	2						
一般財源活用額	44億円	性質別	緑出金	分野名称	介護・高齢者福祉	対象者	高齢者			

事業概要^{※1}

福祉対象者の社会参加促進のため、市営交通機関及び民営バスの両方に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付する事業における自動車事業会計（市営バス）への緑出金

所管部署の自己分析^{※2}

細事業		客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
(1)	(2)						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
①	自動車事業会計緑出金（敬老特別乗車証）	自己分析	増える	条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
②	自動車事業会計緑出金（福祉特別乗車券）	自己分析	増える	条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされているが、コロナ禍からの回復後のニーズ動向についても、継続的な把握を検討するとともに、こうしたニーズ動向も踏まえて、持続可能な制度としてどうあるべきかを検討することが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「他都市より上乗せ・横出しあり」とされている点について、横浜市が顕著に上回っているわけではないが、例えば、所得のみを軸としたフリー利用ではなく、利用回数に応じた利用者負担とすることなど、IC乗車券化によって制度の選択の余地が拡大したことから、検討も可能と考えられる。
事業実績	・「目標を概ね達成」とされている点について、事業の主目的である高齢者や障害者の外出促進の効果以外に、高齢者健康増進につながるのかという視点でも、施策の効果を検討することが可能と考える。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、敬老特別乗車証に関してはIC化により正確に利用回数を把握できるようになったため、今後は、利用実績という視点も踏まえた検討も可能であると考える。また、福祉乗車券のIC化により、利用状況の正確な把握と発行コストの効率化（年次で発行しなくとも電子情報の書換えのみで済む）が可能になることから、導入コストと比較しつつ、IC乗車券化を検討することが考えられる。
負担の公平性	・「負担は適切である」とされているが、敬老特別乗車証に関しては他都市に比べると、住民税課税世帯への負担がやや軽減されているので、例えば、仮に定額を維持するにしても、利用者負担全体の料金体系を見直す、上限を引き上げる等を検討することが考えられる。また、少数ではあるものの所得が十分ある方も利用しているが、所得が一定以上の方（世帯員に一定の課税者がいる場合も含む）は、例えば、本事業の対象外とすることについて検討が可能と考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

28 医療費公費負担事業

事業局課	健康福祉	局	こころの健康相談センター	歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	7	施策番号	6							
一般財源活用額	44億円	性質別	扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者	障害者				

事業概要^{※1}

精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき精神障害者の措置入院費及び通院医療費を公費により負担します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業		客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
(1)	(2)						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 措置入院者医療費公費負担事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない	
② 自立支援医療（精神通院医療）医療費公費負担事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない	
③ 事務費	自己分析	測ることはなじまない	なし	該当なし	目標設定になじまない	・委託の拡大不可 ・委託の拡大が可能	契約方法の工夫が可能	求めるべきではない	

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	・「委託の拡大が可能」とされている点について、現状の委託範囲に加え、判定会での書類の妥当性の確認等、更なる委託の拡大や申請のオンライン化等による効率化・コスト削減に向けた具体的な検討を進めることが考えられる。
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

29 公園整備事業

事業局課	環境創造局	みどりアップ推進課	歳出予算科目	一般会計	8	款	6	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	31	施策番号	4						
一般財源活用額	43億円	性質別	施設等整備費	分野名称	まちづくり	対象者		市民全体		

事業概要^{※1}

居住地から歩いていける身近な公園の整備や、緑の七大拠点等、市内にまとまって残された水・緑環境の保全及び活用を推進します。また、公園の持つ機能が十分発揮できるよう地域のニーズを反映しながら、再整備改良事業を計画的に実施することにより「緑」の総量の維持・向上に取り組み、都市における快適で安全な緑の空間を創造し、市民生活に供していきます。さらに、基地跡地における大規模な土地利用転換の機会を活用した新たな公園整備を進めます。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 公園整備事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	・民間のノウハウや人材等の活用が可能 ・財源確保が可能	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、今後の整備量見込みと、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化し、必要な公共投資と持続可能な財政運営との両立に向け、事業所管課としての運営方針を整理しておくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「該当なし」とされているが、例えば、一般会計の公債費全体を管理・抑制していく観点から、公園整備費に活用した市債の償還費（公債費）の他都市比較の検討などをしていくことも可能であると考える。
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	・社会资本整備総合交付金の交付要件を満たさない事業であっても、申請メニューを見直すことで交付金の認証率が高まる可能性がある。そのため、交付金の申請メニューの見直しを検討するなど、財源確保のための工夫を行うことが必要であると考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

30 小学校 学校管理費

事業局課	教育委員会事務 局	総務 課	歳出予算科目	一般 会計	15 款	2 項	1 目
政策・施策番号	政策番号	6	施策番号	3			
一般財源活用額	40億円	性質別	施設運営費	分野名称	学校教育	対象者	こども

事業概要^{※1}

横浜市立小学校的維持管理に要する経費。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 小学校 学校管理費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
② 小学校 学校管理費 光熱水費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
③ 小学校 学校管理費 ごみ処理料	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	<ul style="list-style-type: none"> ・「該当なし」とされているが、他都市の類似事業等を比較するなど、限られた予算をより効率的に執行していくための検討を行うことが考えられる。 ・また、ごみ排出量について、現状では、学校ごとに目標を設定して減量に取り組んでおり、教育委員会事務局において各学校の達成状況を把握・管理し、達成状況に応じた改善につなげていくことが考えられる。【ごみ処理料】 ・節電についても、現状では、ガイドライン・通知などに基づいて各学校で取り組んでおり、教育委員会事務局において各学校の節電状況のモニタリングを行い、節電が進んでいない学校の要因分析や必要に応じた指導を行うとともに、好事例は横展開するなどの取組を行うことが考えられる。【光熱水費】
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{*1}

31 がん検診事業

事業局課	医療局	がん・疾病対策課	歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	7	施策番号	3						
一般財源活用額	39億円	性質別	扶助費	分野名称	保健・医療	対象者				市民全体

事業概要^{*1}

がんの早期発見、早期治療を図るため、40歳以上（子宮頸がんは20歳以上、乳がんは40歳以上の女性、胃がん、前立腺がんは50歳以上）を対象に、がん検診を実施します。

所管部署の自己分析^{*2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① がん検診共通事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	契約方法の工夫が可能	求めるべきではない
② 胃がん検診事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	事務改善が可能	負担割合の工夫が可能
③ 肺がん個別検診事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	事務改善が可能	負担は適切である
④ 肺がん集団検診事業	自己分析	減る	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	契約方法の工夫が可能	負担は適切である
⑤ 子宮頸がん検診事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
⑥ 乳がん検診事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	事務改善が可能	負担は適切である
⑦ 乳がん集団検診事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	契約方法の工夫が可能	負担は適切である
⑧ 大腸がん検診事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	負担割合の工夫が可能
⑨ 前立腺がん検診事業	自己分析	維持	規則・方針	国水準に上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託の拡大不可	契約方法の工夫が可能	負担は適切である

外部視点による助言等^{*2}

市民ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 「増える」とされている点について、ニーズのより的確な見込みと、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化し、必要な施策・事業の推進と持続可能な財政運営との両立に向け、事業所管課としての運営方針を整理しておくことが考えられる。 現状では、一部のがん検診について区ごとに集団検診を実施しているが、今後の実施状況を見て、他の区や個別検診への統廃合をする等の市民ニーズを踏まえた効率化を検討することが考えられる。
実施根拠	
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 「国水準に上乗せ・横出しあり」とされている点について、前立腺がん検診は国の検診項目に含まれていないことから、国の指針と統一することで、市費負担の抑制を検討することが考えられる。【前立腺がん検診事業】
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	<ul style="list-style-type: none"> 「契約方法の工夫が可能」とされている点について、市民への受診勧奨について、より効率的・効果的な方法を検討することが考えられる。【がん検診共通事業】 契約方法の観点から見ると、診療報酬の積上げによる検診委託料の積算、医療機関との直接契約ではなく加盟団体との包括契約という合理的・効率的な方法で対応している。より妥当な契約手法は現時点では見当たらないが、定期的に他都市の状況を注視しつつ、より合理的・効果的な事例が集積した場合には、再検証することが考えられる。 「事務の改善」「契約の工夫」の観点から、がん検診事業については、民間に受診率を指標とする成果連動型民間委託契約をして委託する等の検討も可能であると考える。
負担の公平性	<ul style="list-style-type: none"> 現在無料となっている大腸がん検診については、他の検診と同様に利用者負担を求めていくことが考えられる【大腸がん検診事業】 また、他の検診については、利用者負担の引上げの検討の余地もあるが、現状、他都市と比べて顕著に安価になっているとまでは言えないので、他都市の状況を注視して、継続的に利用者負担を調整していくことが考えられる。

*1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

*2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

32 家庭ごみ収集運搬業務委託事業

事業局課	資源循環 局	業務 課	歳出予算科目	一般会計	9	款	2	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	19	施策番号	99						
一般財源活用額	36億円	性質別	市民事業費	分野名称	地域環境対策	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

プラスチック製容器包装及び缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を、民間事業者に委託して実施します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 家庭ごみ収集運搬業務委託事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	・横浜市は「燃やすごみ」は直営で、他の資源物は委託で収集を行っている。「委託の拡大不可」とのことであるが、全区で現体制となった平成25年度から既に10年が経過しており、当時の政策決定の趣旨を振り返りつつ、本市の直近の状況を踏まえて、他都市の動向も参考にしながら、業務の効率化の観点から委託範囲の拡大が可能か、改めての検討を行うことが考えられる。
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・人件費比率の高い業務と考えられ、労務単価の上昇・人手不足下でも効率化的・安定的に収集を行うためには、ごみ収集ルートの効率化等、IoTを活用する等して改善を行っていくことが考えられる。
負担の公平性	・「負担を求めるべきではない」とのことであるが、負担のあり方の検討は、ごみの減量化のほか、市民の意識向上にも資すると考えられる。現役の最終処分場が1か所しかない中、ごみ量のさらなる削減が必要と考えられる点、今後のプラスチックサイクルの拡大や保土ヶ谷工場の再整備・廃棄物処理施設の老朽化を背景とした財源確保の点からも、施策の有効性が高まっているといえる。 ・将来にわたる安全で安定的なごみ処理体制の確保や脱炭素社会の実現に向けたごみ量の一層の削減の観点も踏まえて、例えば、9の政令指定都市で実施されている家庭ごみの有料化に向けた検討を進めることが考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

33 みどり保全創造事業費会計繰出金

事業局課	環境創造局	みどりアップ推進課	歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	12	目
政策・施策番号	政策番号	31	施策番号	-						
一般財源活用額	36億円	性質別	繰出金	分野名称	地域環境対策	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

横浜みどりアップ計画【2019-2023】のうち、一般会計で負担することとされている事業経費等をみどり保全創造事業費会計へ繰出します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① みどり保全創造事業費会計 繰出金	自己分析	増える	条例	他都市より 上乗せ・ 横出しあり	目標を 概ね達成	委託不可	財源確保が 可能	負担は適切 である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、「横浜の緑に関する市民意識調査」より緑や花に対する市民の関心が高いことがわかる。一方で、「横浜みどりアップ計画」「横浜みどり税」を知らなかつたと回答した市民は約半数を占めている。広報紙や税額決定通知等により知ったという市民が多いいため、SNSなどその他の手段を積極的に用いて認知度を高めることも可能であると考える。
実施根拠	
妥当性	・根幹事業である樹林地の確保は将来的に減少していくことが見込まれており、事業費についても中長期的に減少する見込みとなっている。財源の一部となる横浜みどり税は超過課税となっていることから、将来的には、中長期の緑施策の方向性について検討することが必要と考えられる。
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・「財源確保が可能」とされている点について、横浜みどり税は使途が限られており、事業費の一部は一般財源（繰出金）で賄われている。「妥当性」のところで言及した、中長期の緑施策の方向性を検討する中で、横浜みどり税の充当範囲のあり方についても、将来的には税制調査会での検討が可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

34 新型コロナウイルス感染症対策事業

事業局課	医療局	健康安全課	歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	7	施策番号	2						
一般財源活用額	36億円	性質別	市民事業費	分野名称	保健・医療	対象者	市民全体			

事業概要※1

新型コロナウイルス感染症の拡大が全国的に広がる中、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であり、市民の命と生活を守るために、まん延防止や医療提供体制の確保等に全力で取り組む必要があります。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① コールセンター運営	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない
② 医療費公費負担事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
③ 行政検査負担事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
④ 帰国者・接触者外来支援事業	自己分析	減る	規則・方針	国水準に上乗せ ・横出しあり	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
⑤ Y-AEITによる検体採取	自己分析	減る	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない
⑥ 衛生研究所によるPCR検査・ 遺伝子解析	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
⑦ 帰国者・接触者外来の設 置・運営及び患者移送体制 整備	自己分析	減る	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	契約方法の 工夫が可能	求めるべき ではない
⑧ 休日における診療体制の強 化	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない
⑨ 広報啓発事業	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
⑩ 自宅療養者見守り支援事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない
⑪ 事務経費	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
⑫ 患者受入医療機関支援事業	自己分析	減る	規則・方針	国水準に上乗せ・横 出しあり	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	求めるべき ではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	
実施根拠	・「法律・政令」とされている点について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されたことを踏まえて、本事業のあり方を再検討することが考えられる。
妥当性	・「国水準に上乗せ・横出しあり」とされている点について、「実施根拠」での記載と同様、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されたことを踏まえて、関連事業の終期設定を行うことなどが考えられる。
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

35 放課後キッズクラブ事業

事業局課	こども青少年 局	放課後児童育成 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	2	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	2	施策番号	5						
一般財源活用額	35億円	性質別	市民事業費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要^{※1}

すべての子どもたちを対象に、小学校施設を活用した「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安心で快適な放課後の居場所を提供し、児童の創造性、自主性、社会性などを養います。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 放課後キッズクラブ事業 (運営)	自己分析	維持	・法律・政令 ・規則・方針	・国水準に上乗せ・横出しあり ・該当なし	目標設定になじまない	委託不可	・事務改善が可能 ・財源確保が可能	負担は適切である
② 放課後キッズクラブ整備事業	自己分析	維持	法律・政令	・国水準に上乗せ・横出しあり ・該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
③ 放課後キッズクラブ修繕事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	・「国水準に上乗せ・横出しあり」とされているが、市独自の運営支援の水準や利用料の考え方について、近隣他都市の類似事業の水準や利用料等と比較しつつ、定期的に検証することが考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、事業目的に合わせた目標（アウトカム指標）設定を踏まえて事業を執行し、効果検証・改善を重ねていくことが有効であると考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	・「委託不可」「委託の拡大不可」とされているが、持続可能な制度にしていくため、運営主体の効率性検証やノウハウ共有による効率化などの工夫について検討することが考えられる。
効率性・経済性 (2)実施手法	・「財源確保が可能」とされている点について、引き続き国に対して、都市部の実情（地方に比して高い人件費や賃借料）に合致した財源措置を行うよう、強く要望していくことが適当と考える。
負担の公平性	・「負担は適切である」とされている点について、令和5年度実施の放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査の成果を踏まえて、サービスの充実や運営事業者の支援とあわせて、本事業を持続可能なものにしていくため、負担の公平性に向けた検討を継続的に行っていくことが考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

36 市街地開発事業費会計繰出金

事業局課	都市整備 局	総務 課	歳出予算科目	一般 会計	17	款	1	項	10	目
政策・施策番号	政策番号	26	施策番号	99						
一般財源活用額	34億円	性質別	繰出金	分野名称	まちづくり	対象者	市民全体			

事業概要※1

土地区画整理事業や市街地再開発事業など「市街地開発事業費会計」で実施する事業のうち、国庫補助金や市債が活用できない職員人件費や、本市が事業を実施する単独事業、事務費、市債償還にかかる公債費の財源として一般会計から繰り出します。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 市街地開発事業費会計繰出金	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「測ることはなじまない」とされているが、市街地開発事業費会計で実施する各事業に対する市民ニーズを定期的に把握することで、将来的な市費負担の影響を可視化していくことも考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「該当なし」とされているが、本事業の今後の水準は、市が策定する会計運営計画や、都市計画マスタープラン、中期計画の内容に左右される。そこで、これらの計画を策定・更新するタイミングで、市の負担と効果（税収、雇用等）の可視化をさらに進めるとともに、持続可能な財政運営の観点で中長期の事業費見通しを明らかにし、将来的な市費負担の水準を確認していくことが考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、市街地開発事業費会計で実施する各事業の目的と効果を把握・検証することで、この繰出金を含めた本市の市街地再開発事業全体のあり方を検討していくことも考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

37 小学校 学校運営振興費

事業局課	教育委員会事務 局	教育総務 課	歳出予算科目	一般 会計	15 款	2 項	2 目
政策・施策番号	政策番号	5	施策番号	2			
一般財源活用額	34億円	性質別	施設運営費	分野名称	学校教育	対象者	こども

事業概要^{※1}

横浜市立小学校的学校運営のための教材・教具の整備を行い、教育課程の充実を図ります。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 学校配当での執行	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
② 教育委員会事務局での執行	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	・「該当なし」とされているが、限られた予算でより効率的な運営を行う観点から、1人当たりや1校当たりの予算額や決算額を費目ごとに経年で比較・検討することに加え、他都市と定期的に比較することで、規模の妥当性を検証し、調達方法の改善やコスト削減の検討につなげていくことも可能であると考えられる。都市間で統一の基準がない問題については、横浜市側で比較したい費目・品目等のフォーマットを定めて照会するなどの方法が考えられる。
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、現状の学校ごとに調達する方法は、全体での調達コストのコントロールが難しく、学校側にも事務負担がかかっているため、6年度から小中2校ずつをモデル校として実施する共通物品制度の試行を踏まえて、効果や課題等を検証した上で、教育委員会事務局での共通物品の調達を検討していくことが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{*1}

38 文化施設運営事業

事業局課	にぎわいスポーツ文化局	文化振興課	歳出予算科目	一般会計	4	款	1	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	30	施策番号	4						
一般財源活用額	33億円	性質別	施設運営費	分野名称	文化・スポーツ	対象者	市民全体			

事業概要^{*1}

文化振興課所管の文化施設の運営・管理を行うとともに各区所管の区民文化センターの天井脱落対策や修繕等及び市民利用施設予約システムの開発・運営を行います。
対象施設：文化振興課所管の15施設と各区所管の区民文化センター11施設

所管部署の自己分析^{*2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 文化施設運営費等	自己分析	増える	条例	該当なし	目標を上回った	委託の拡大不可	・民間のノウハウや人材等の活用が可能・財源確保が可能	負担割合の工夫が可能
② 市民利用施設予約システム運営費	自己分析	増える	条例	該当なし	目標を上回った	委託の拡大不可	・民間のノウハウや人材等の活用が可能・財源確保が可能	負担割合の工夫が可能
③ 次期予約システム開発事業	自己分析	増える	条例	該当なし	目標を上回った	委託の拡大不可	・民間のノウハウや人材等の活用が可能・財源確保が可能	負担割合の工夫が可能
④ 文化施設修繕費等	自己分析	測ることはなじまない	なし	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑤ 横浜みなとみらいホール共用部分修繕負担金	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑥ 天井脱落対策工事	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑦ 横浜能楽堂大規模改修工事	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑧ 区民文化センター複合施設修繕負担金	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{*2}

市民ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 「増える」「測ることはなじまない」とされているが、直近5年間の横浜市市民意識調査の結果では、文化施設整備・運営に対する満足度・要望度に有意な向上は見られないため、定期的に市民ニーズを把握した上で、本事業のあり方を検討していくことが考えられる。 なお、能楽堂については、全国的な傾向として、高齢化が見られることから、将来的に大規模改修やその後の施設維持管理に見合うニーズを維持できるよう、社会人や外国人観光客など、新たなニーズを掘り起こしていくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」とされているが、レンタルスタジオ・貸会議室の検索サイトの充実等により、安価で民間所有のスタジオ等が利用可能になりつつあることを踏まえて、民間との競合に配慮することが考えられる。
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 「目標を上回った」「目標設定になじまない」とされているが、主に市直轄の文化施設には、高水準の文化芸術の鑑賞機会の提供及びそれによる観光需要等の創出も期待される一方で、区民文化センターのような施設には市民文化活動促進の方が重要視されており、期待される効果・受益者（前者については市外在住の受益者も多くなる）が異なるため、両者を分けて、移動率以外の目標（アウトカム）を設定することも考えられる。 また、音楽ホールのような施設は、本来、ソフト・ハード一体で活用を考えていいくべきところ、区民文化センターについては、施設整備は本事業で担い、その後の管理運営は区づくり推進費にて行っているが、にぎわいスポーツ文化局にて、市全体の市民文化活動促進の観点から、管理運営に関する成果・目標設定について積極的に助言していくことも考えられる。
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	<ul style="list-style-type: none"> 「民間のノウハウや人材等の活用が可能」とされている点について、全国的な傾向として、練習室等の稼働率は高い一方で、ホールの稼働率は改善の余地がある文化センターが多いため、貸館公演・収益性の高い自主企画を増やして財政構造を安定させることを目指す場合、PFI等の官民連携手法を検討することも可能と考える。 「契約方法の工夫」の観点からは、性質の近い施設については、共通する管理業務・調達を束ねることなどによる費用削減を検討することも可能であると考える。
負担の公平性	<ul style="list-style-type: none"> 「負担割合の工夫が可能」とされている点について、「市民利用施設等の利用者負担の考え方」では、例えば、公会堂は利用者負担3割、大規模ホールは5割と考えられるが、「主な施設の現状のコストと使用料の状況（令和3年度決算）」によれば、みなとみらいホールや閑内ホールなどの一部の収益性の高い施設を除いて、多くの施設が利用者負担2割以下となっている（コロナ禍の影響をほぼ受けなかった元年度でも3割を超える施設は少数）。文化施設については、管理運営コストが大きいため、厳格に利用者負担を3割・5割として利用料を設定することが難しいことは考慮するが、その場合でも、「市民利用施設等の利用者負担の考え方」を踏まえて、継続的に利用料について検討するとともに、例えば、自主事業収入や外部資金等の獲得により、収入合計に占める指定管理料の割合を下げる工夫を検討することも可能であると考える。

*1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

*2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

39 20街区M I C E 施設整備運営事業

事業局課	にぎわいスポーツ文化局	M I C E 振興 課	歳出予算科目	一般会計	4	款	1	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	22	施策番号	4						
一般財源活用額	32億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	観光・MICE	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

新たなM I C E 施設である横浜みなとみらい国際コンベンションセンター（以下、パシフィコ横浜ノース）について、施設の維持管理及び運営を行います。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 財務モニタリング	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
② M I C E 施設整備	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
③ M I C E 施設維持管理	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
④ M I C E 施設用地取得	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	・「目標を概ね達成」とされている点について、コロナ禍前のJNTO国際会議統計の都市別国際会議開催件数の推移を見ると、横浜市の開催件数は増加傾向にあるが、さらに急激に増加している都市もあるため、他都市との比較を意識しながら、「グローバルMICE都市としての競争力強化と魅力向上」という上位施策と連動した目標を設定し、事業モニタリングを通じて検証していくことも可能と考える。【M I C E 施設維持管理】
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

40 児童措置費等

事業局課	こども青少年 局	こどもの権利擁護 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	4	施策番号	3						
一般財源活用額	31億円	性質別	扶助費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要※1

児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所、里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の措置等をとった場合に、入所後の保護または委託後の養育にかかる費用を支弁します。

また、措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行なうことが適当な場合において、居住支援や生活支援を行います。

所管部署の自己分析※2

事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 児童措置費	自己分析	・維持 ・測ることは ないまじまない	・法律・政令 ・規則・方針	・国水準に上乗せ ・横出しあり ・該当なし	目標を 概ね達成	委託不可	該当なし	負担は適切 である
② 基幹的職員研修	自己分析	維持	なし	該当なし	目標を 概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
③ 社会的養護自立支援事業等	自己分析	維持	なし	該当なし	目標を 概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
④ 医療機関等連携強化事業	自己分析	維持	なし	該当なし	目標を 概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
⑤ 児童養護施設退所等の社会 復帰支援事業	自己分析	維持	なし	該当なし	目標を 概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
⑥ 児童養護施設等体制強化事 業	自己分析	維持	なし	該当なし	目標を 概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべき ではない
⑦ 社会的養護従事者待遇改善 事業	自己分析	維持	なし	該当なし	目標を 概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべき ではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	・国の方針等によって施設の小規模化、地域分散化、多機能化が進むこと、心理的ケア等よりきめ細やかな支援を必要とする児童が増加すること、職員確保の必要性があることなどから、施設運営等の費用が増加していく可能性があると考えられ、支援のあり方にについて、法外扶助費と合わせて、定期的に検証することが考えられる。
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、国の水準・考え方と現場の実情が乖離しているところが見受けられることから、引き続き国に対して必要な対応（財源措置等）を要望していくことが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

41 地域ケアプラザ運営事業

事業局課	健康福祉 局	地域支援 課	歳出予算科目	一般会計	7	款	1	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	10	施策番号	1						
一般財源活用額	30億円	性質別	施設運営費	分野名称	社会福祉	対象者				市民全体

事業概要※1

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるよう、地域の身近な福祉・保健活動の拠点として様々な取組を行う地域ケアプラザの円滑な運営を行います。

所管部署の自己分析※2

①	細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性	効率性・経済性	負担の公平性
							(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 地域ケアプラザ運営費等	自己分析	増える	条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標を上回った	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない	
② 地域ケアプラザ修繕費	自己分析	増える	条例	該当なし	目標設定にない	委託不可	該当なし	求めるべきではない	
③ 災害時応急備蓄物資整備事業等	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない	
④ 指定管理者選定委員会報酬	自己分析	測ることはない	条例	該当なし	目標設定にない	委託不可	該当なし	求めるべきではない	
⑤ 事務費等	自己分析	測ることはない	なし	該当なし	目標設定にない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない	

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、ニーズのより的確な見込みと、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化し、必要な施策・事業の推進と持続可能な財政運営との両立に向け、事業所管課としての運営方針を整理しておくことが考えられる。【地域ケアプラザ運営費等】
実施根拠	・地域ケアプラザ運営業務について、法令で義務付けられている地域包括センターの占める業務ウェイトが大きい一方、低い割合ながら市独自に行っている業務もある。条例のみの業務については、「妥当性」欄記載の事情から、実施根拠が条例のみであることを以て見直しを行う必要性は低いものの、継続的なモニタリングについて検討することが考えられる。
妥当性	・「他都市より上乗せ・横出しあり」とされている点について、5つの機能を統合した地域ケアプラザは横浜市独自の取組であり、他都市と比較してサービスの水準は上回っているものの、包括的なサービスの提供、福祉環境の整備・促進という観点で費用対効果を十分発揮できている。もっとも、かかる費用対効果が定量的な形で明らかではないため、各機能別の利用状況や満足度のモニタリングなど、市民ニーズと合わせた継続的検証について、検討することが考えられる。 ・また、一部の施設に設置されているデイサービス機能については、現在の民間事業者によるサービスの充足度を鑑み、今後も継続するべきか検討することが考えられる。
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「該当なし」とされている点について、指定管理料は、過去実績に基づき市で上限を設定している。市は、運営に関する有用な情報提供を実施するとともに、分析の実施やモニタリングの強化などにより、管理運営状況を確認していくことで、指定管理料の適正化などにつなげることも可能であると考える。
負担の公平性	・「求めるべきではない」とされているが、「市民利用施設等の利用者負担の考え方」を踏まえて、会議室等の貸出については、福祉保健活動目的の場合であっても、利用料金を設定することを検討することが考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

42 私立幼稚園等預かり保育事業

事業局課	こども青少年 局	保育・教育運営 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	2	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	2	施策番号	4						
一般財源活用額	29億円	性質別	扶助費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要※1

保育所等利用待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、幼稚園・認定こども園の教育資源を活用して、3歳から5歳児(保育を必要とする園児)を対象とした長時間保育に対し運営費等を補助します。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 運営費補助	自己分析	増える	・法律・政令 ・規則・方針	・該当なし ・国水準に上乗せ・横出しあり	目標を上回った	委託不可	該当なし	負担は適切である
② 施設等利用給付費	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を上回った	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、保育に対するニーズは高いと考えられるものの、少子化も進展していくため、国の「次元の異なる少子化対策」への対応も含めて、今後も継続して本事業に対する市民ニーズが増加していくのか、定期的に把握を行うことが適当と考える。その上で、将来的な市費負担の影響を可視化し、本事業のあり方を検討していくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「国水準に上乗せ・横出しあり」とされている点について、本事業は国制度開始前から実施しており、国基準と比べて対象者の範囲が広く設定されている。待機児童解消に向けて、幼稚園という既存資源の活用につながっている一方で、市費負担は年々増加しているため、現在国で検討されている「こども誰でも通園制度（仮称）」の動向も注視しつつ、持続可能な施設運営や利用者負担適正化の観点などから、本事業のあり方を検討していくことが考えられる。
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

43 公園・施設別管理運営事業

事業局課	環境創造局	公園緑地管理課	歳出予算科目	一般会計	8	款	5	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	31	施策番号	4						
一般財源活用額	29億円	性質別	施設運営費	分野名称	まちづくり	対象者				市民全体

事業概要※1

「公の施設」の管理運営にあたり、利用者サービス向上とより効率的・効果的な公園の管理運営を実施することを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設された指定管理者制度を導入し、横浜市の公園及び公園施設を指定管理者による管理運営を実施するため平成16年7月より事業が開始された。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 公園・施設別管理運営事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	<ul style="list-style-type: none"> 民間活用の観点で本事業を見ると、現在進めている公園利活用の受発信窓口「Park-PPP」を拡大していくことにより、市民サービスの向上と市管理の効率性や財源確保を図ることは有用と考えられる。 「事務改善」「契約の工夫」といった点で本事業を見ると、複数の施設を一体として選定行う、いわゆるバンドリングについて、現状は指定管理者の公募のタイミングが一致した場合に検討しているが、公募のタイミングが異なる公園であっても、「全体最適」の観点からバンドリングが有用と考えられる組み合わせがある可能性もあることから、公募時期にかかわらずバンドリングについて検討することが考えられる。
負担の公平性	<ul style="list-style-type: none"> 水道光熱費や人件費等の運営コスト増加により、現行の指定管理料では指定管理者の負担割合が増加する傾向にある。DXやRPAを積極的に取り入れるなど指定管理者に業務の効率化・省力化を最大限行ってもらうことを前提としつつも、例えば、サービス水準を維持するのであればコストの増加の一部を利用者に負担してもらう、あるいは、サービス水準を見直すことにより指定管理者の負担を軽減するなど、負担割合の工夫について検討も可能であると考える。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

44 みどり基金積立金

事業局課	環境創造局	みどりアップ推進課	歳出予算科目	一般会計	8	款	1	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	31	施策番号	-						
一般財源活用額	29億円	性質別	繰出金	分野名称	地域環境対策	対象者	市民全体			

事業概要※1

横浜みどりアップ計画【2019-2023】に必要な経費に充てるため、横浜みどり税の税収相当額を基金に積み立てます。

事業概要※1

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① みどり基金積立金	自己分析	増える	条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、「横浜の緑に関する市民意識調査」より緑や花に対する市民の関心が高いことがわかる。一方で、「横浜みどりアップ計画」「横浜みどり税」を知らなかつたと回答した市民は約半数を占めている。広報紙や税額決定通知等により知ったという市民が多いいため、SNSなどその他の手段を積極的に用いて認知度を高めることも可能であると考える。
実施根拠	
妥当性	・根幹事業である樹林地の確保は将来的に減少していくことが見込まれており、事業費についても中長期的に減少する見込みとなっている。財源の一部となる横浜みどり税は超過課税となっていることから、将来的には、中長期の緑施策の方向性について検討することが必要と考えられる。
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・財源確保の観点から、本事業は横浜みどり税の税収相当額を基金に積み立てるものであるが、横浜みどり税は使途が限られており、事業費の一部は一般財源（繰出金）で賄われている。「妥当性」のところで言及した、中長期の緑施策の方向性を検討する中で、横浜みどり税の充当範囲のあり方についても、将来的には税制調査会での検討が可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

45 中学校給食事業費

事業局課	教育委員会事務 局	健康教育・食育 課	歳出予算科目	一般 会計	15	款	7	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	5	施策番号	1						
一般財源活用額	28億円	性質別	市民事業費	分野名称	学校教育	対象者	こども			

事業概要^{※1}

中学校において選択制のデリバリー型給食を実施します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 給食の調理・配達業務等	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
② 中学校給食運用経費	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
③ サポートセンター運営費	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
④ システム保守管理費	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑤ 衛生管理費	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑥ 給食注文決済対応経費	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑦ 広報経費	自己分析	増える	なし	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑧ 給食による昼食支援	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「該当なし」とされているが、今後に向けて、経費内訳についても把握することが考えられる。現状でも、配達コストの比較は行っているが、他にも人件費、管理費、食材料費、水道光熱費、器材・備品代、消耗品費、通信費などがあり、こうした経費も、検討項目であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

46 難病対策事業

事業局課	健康福祉 局	保健事業 課	歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	7	施策番号	99						
一般財源活用額	28億円	性質別	扶助費	分野名称	保健・医療	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

「指定難病」にり患してて一定の認定基準を満たしている338疾患の患者に対し、特定医療費（指定難病）助成事業を実施し、医療費の負担軽減を行います。また各福祉サービスを提供し療養上の支援、日常生活の支援を行うことにより、難病患者の安定した療養生活の確保、生活の質の向上、自立と社会参加の促進を図ります。

所管部署の自己分析^{※2}

①	難病法関連事業	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	効率性・経済性		負担の公平性
							(1) 実施主体	(2) 実施手法	
②	療養生活環境整備事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	民間のノウハウや人材等の活用が可能	負担は適切である
③	難病特別対策推進事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を下回った	委託不可	民間のノウハウや人材等の活用が可能	負担は適切である
④	市難病患者支援事業	自己分析	維持	規則・方針	・民間と競合 ・国事業と類似・重複 ・他都市より上乗せ ・横出しあり ・該当なし	目標を下回った	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	・「規則・方針」とされている点について、「難病患者一時入院事業」「外出支援サービス事業」「在宅重症患者外出支援事業」といった障害者支援に力を入れるという市の方針に基づく独自のサービスであり、その妥当性や経済性・効率性を踏まえて継続的に見直しを検討することが考えられる。【市難病患者支援事業】
妥当性	・「外出支援サービス事業」について、5年度末での終了を予定しているが、予定通りの事業終了に向け、サービスの利用者や障害者施策、高齢者施策の関係部署と丁寧に調整を進めていくことが適切と考える。【市難病患者支援事業】 ・「在宅重症患者外出支援事業」について、登録はしているがサービスを利用していない方や、当サービスでなく障害者移動支援サービスを利用するべき方も登録されているので、該当・非該当の確認を実施し、対象者の適正化を図るとともに、対象者が少ないと想定される場合は、障害者移動支援サービスへの整理・統合も視野に入れた検討が考えられる。【市難病患者支援事業】
事業実績	
効率性・経済性(1)実施主体	・「難病関連法事業」について、受給者証の新規認定・変更業務の「委託の拡大」について検討しているが、委託内容の精査や費用対効果の算定など、委託に向けた具体的な検討を順次進めていくことが適切と考える。【難病法関連事業】
効率性・経済性(2)実施手法	・「事務改善」について、デジタル技術の活用の具体的な内容や実施可能性について検討を進めることで、業務効率化が可能かどうか検証することが考えられる。 ・「市難病患者支援事業」は「該当なし」とされているが、このうち「難病患者一時入院事業」について、政令指定都市は国の補助対象外となっているが、他の政令指定都市とも連携し、引き続き要望を伝えていくことが適切と考える。【市難病患者支援事業】
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

47 (一財) 横浜市道路建設事業団保有道路資産購入事業

事業局課	道路局	企画課	歳出予算科目	一般会計	12	款	2	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	36	施策番号	2						
一般財源活用額	27億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	まちづくり	対象者	市民全体			

事業概要※1

(一財)横浜市道路建設事業団が保有する道路資産を購入する。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① (一財)横浜市道路建設事業団保有道路資産購入事業	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

48 借上型市営住宅費

事業局課	建築局	市営住宅課	歳出予算科目	一般会計	10款	2項	1目
政策・施策番号	政策番号	27	施策番号	2			
一般財源活用額	26億円	性質別	施設等整備費 (国庫補助事業費)	分野名称	まちづくり	対象者	生活困窮者

事業概要^{※1}

民間土地所有者等の建設した「横浜市借上型市営住宅整備基準」に適合する共同住宅を市営住宅として借上げ、市営住宅ストック数を維持する。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 借上型公営住宅借上料	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	負担は適切である
② 借上料改訂業務	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
③ 再借上に伴う入居者契約業務	自己分析	維持	条例	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大が可能	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「維持」とされているが、今後人口が減少していく中で、市営住宅に対するニーズがどう変わっていくのかなど、データや社会経済情勢の変化等を踏まえて分析することが考えられる。その際には、借上型だけではなく、市直接建設型等も含めて、公的な支援が必要な方への住居確保策という観点から、全体的に検討することが考えられる。 ・また、借上市営住宅の契約期間は長期にわたるため、個々の住宅の更新の都度、その必要性を確認するなど、ニーズ把握時期の早期化も検討することが考えられる。
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

49 地域型保育給付費

事業局課	こども青少年 局	保育・教育運営 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	2	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	2	施策番号	1						
一般財源活用額	26億円	性質別	扶助費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要※1

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業所を通じた共通の給付である「地域型保育給付」を受ける施設等に対し、教育・保育の質の確保と、安定的、継続的な運営していくことが可能となるよう、地域型給付費・委託費の支払いを行います。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 地域型保育給付費	自己分析	増える	・法律・政令 ・規則・方針	・国水準に上乗せ・ 横出しあり ・該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	財源確保が 可能	負担は適切 である

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、保育に対するニーズは高いと考えられるものの、少子化も進展していくため、国の「次元の異なる少子化対策」への対応も含めて、本事業に対する市民ニーズが今後も継続して増加していくのか、定期的に把握を行うことが適当と考える。その上で、将来的な市費負担の影響を可視化し、本事業の持続性を検討していくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「国水準に上乗せ・横出しあり」とされてる点について、国基準の利用料（保育料）に対して市費負担で軽減措置を行っているが、近隣他都市の状況も注視しつつ、適切な水準となっているか、継続的に検証を行っていくことが考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とのことであるが、事業目的に合わせた目標（アウトカム指標）設定を踏まえて事業を執行し、効果検証・改善を重ねていくことが有効であると考えられる。
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・「財源確保が可能」とされている点について、国の水準・考え方と保育現場の実情が乖離しているところが見受けられることから、引き続き国に対して必要な対応（財源措置・公定価格への反映等）を強く要望していくことが適当と考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

50 企業立地促進条例による助成事業

事業局課	経済局	企業誘致・立地課	歳出予算科目	一般会計	5款	1項	2目
政策・施策番号	政策番号	21	施策番号	3			
一般財源活用額	25億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	ものづくり・ 市内企業支援	対象者	特定の団体・ 事業者

事業概要^{※1}

企業立地促進条例に基づき、認定企業への助成金の交付及び法人市民税の軽減を行う。

所管部署の自己分析^{※2}

①	細事業 企業立地促進条例による助成事業	客観的指標 自己分析	市民ニーズ 増える	実施根拠 条例	妥当性 他都市より上乗せ・横出しあり	事業実績 目標を概ね達成	効率性・経済性		負担の公平性 求めるべきではない
							(1) 実施主体	(2) 実施手法	
①	企業立地促進条例による助成事業	自己分析	増える	条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託不可	契約方法の工夫が可能	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、オフィス空室率などの「課題」を踏まえて、企業立地促進が目指す事業目的を整理した上で（税収増なのか、雇用拡大なのかなど）、改めて本事業に対する「市民のニーズ」を把握することが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「他都市より上乗せ・横出しあり」とされている点について、神奈川県の類似事業等と比較して、横浜市の助成上限額は高い状況にある。企業が立地先を選定する理由としては、助成額以外にも、産業の集積状況、地域産業の多様性、市場の環境、人材・金融へのアクセスなど、様々な要素があることを勘案しつつ、助成額の水準について検討することが考えられる。
事業実績	・現状では、誘致する企業数全体が目標として設定されているが、事業目的の整理を踏まえて、優先的に誘致するエリアや機能、規模等のセグメントを設定し、セグメント別に誘致する企業数や雇用増加数を目標として設定することも可能であると考える。
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「契約方法の工夫が可能」とされているが、これまでの企業立地促進策とその効果を振り返りながら、事業全体のデザインを改めて検討することが考えられる。例えば、①改めて事業目的の整理を行ったうえで、②優先的に誘致するエリアや機能、規模等のセグメントを設定し、③競合する都市の助成水準等のベンチマークや、④助成額以外の要素（産業集積・人材等）の分析といったプロセスを経て、誘致の優先順位や助成水準等を決めていくことが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

51 南本牧ふ頭第5ブロック処分場整備事業

事業局課	資源循環局	処分地管理課	歳出予算科目	一般会計	9	款	2	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	19	施策番号	99						
一般財源活用額	24億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	地域環境対策	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

廃棄物の受入れ先とする第5ブロック新規処分場整備に係る方針決裁（平成16年3月1日市長決裁）に基づき、埋立事業会計で整備した既設外周護岸等について埋立事業会計へ負担金を支出するほか、施設の維持管理に必要な経費を支出するものです。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 施設の維持管理	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
② 既設外周護岸等負担金	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

52 公園維持管理事業

事業局課	環境創造局	公園緑地管理課	歳出予算科目	一般会計	8	款	5	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	31	施策番号	4						
一般財源活用額	23億円	性質別	施設運営費	分野名称	まちづくり	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

市内に約2,700か所ある公園のプール・遊具等施設の定期的な点検及び日常的な清掃、警備、草刈、樹木の剪定等維持管理を実施します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 街区・一般公園管理業務	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	事務改善が可能	求めるべきではない
② 電気設備等管理業務	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
③ 指定管理者移行業務	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
④ 財産管理業務	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑤ 公園の公民連携推進業務	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	・民間のノウハウや人材等の活用が可能 ・財源確保が可能	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	<ul style="list-style-type: none"> 「事務改善が可能」とされている点について、遊具の定期点検の結果や修繕履歴をデータベース上で管理し、ライフサイクルコストを踏まえた長寿命化対策を行ったり、管理コストの縮減を考慮した隣接公園との機能集約等の検討を行うなど維持管理の効率化を図っている。一方で、維持管理以外にも生物多様性や利用者サービス向上といった観点から、あらゆるデータを一元化して分析・リアルタイムに情報を共有するなど、公園管理のDX化を推進する自治体もある。今後、公園管理をする人材も減少していくことが予想されており、より効率的で高品質な管理運営を実現するために更なるDX化の検討が考えられる。 「民間のノウハウや人材等の活用が可能」とされている点について、現在進めている公園利活用の受発信窓口「Park-PPP」を拡大していくことにより、市民サービスの向上と市管理の効率性や財源確保を図ることは有用と考えられる。 また、公園管理に大きく貢献している公園愛護会との連携をさらに強化することで、公園管理の効率化を図ることが考えられる。例えば、日常的な維持管理を行う扱い手（自治会・愛護会・事業者）とデジタルツールを活用して、情報共有を図っている自治体の事例がある。
負担の公平性	<ul style="list-style-type: none"> 「負担を求めるべきではない」としている点について、水道光熱費や人件費等の運営コスト増加により、今後公園管理に係る委託料が増加する可能性がある。委託料の増加が継続する場合、例えば、サービス水準を維持するのであればコストの増加の一部を利用者に負担してもらう、あるいは、サービス水準を見直すことにより委託料を抑制するなど、負担割合の工夫について検討も可能であると考える。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

53 中央と畜場費会計繰出金

事業局課	経済局	総務課	歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	6	目
政策・施策番号	政策番号	20	施策番号	99						
一般財源活用額	23億円	性質別	繰出金	分野名称	ものづくり・市内企業支援	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

中央と畜場費会計のうち運営費の一部、施設整備費の一部及び公債費を一般会計から繰出します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 中央と畜場費会計繰出金	自己分析	・測ることはなじまない ・維持	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	・「法律・政令」とされているが、中央と畜場費会計の「人件費」「公債費」「運営費のうち特別会計の特定財源で賄えない分」について、総務省の繰出基準外で繰り出しており、下記「事業実績」や「実施手法」に記載した検証・検討等を踏まえて、市場の運営を検討していくことが考えられる。
妥当性	
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、「横浜市中央卸売市場経営展望（令和2年10月）」で掲げている令和11年度の取扱数量・金額の目標達成に向けて、例えば、年度毎の目標を設定し、その達成状況を検証していくことも考えられる。
効率性・経済性(1)実施主体	
効率性・経済性(2)実施手法	・「該当なし」とされているが、老朽化した施設の改修費がかさんでいる現状を踏まえて、施設の老朽化に対応しながら、食肉流通の拠点として機能を發揮していくために、長期的な視点に立って、今後の市場の運営についての検討を進めていくことが考えられる。例えば、他都市では、施設の老朽化や市場の社会的使命を踏まえて、今後の市場のあり方を基本計画として取りまとめ、「公設公営を前提としながら、PFIの導入可能性についても検討する」として動き出している例もある。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

54 情報システム運営管理事業

事業局課	デジタル統括本部	住民情報基盤 課	歳出予算科目	一般会計	2	款	3	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	99	施策番号	99						
一般財源活用額	23億円	性質別	庁舎管理費	分野名称	情報・通信	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

証明書発行や申請処理等の各区役所窓口業務を支える基幹情報システム（住民登録、税務、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）及び全国の自治体等と情報連携を行うシステムの運用及び保守を行っています。

また、情報共有基盤を運用し、各業務システム（福祉保健、障害福祉、生活保護等）に対してサーバ機器等のシステム環境を効率的に共用する仕組を提供しています。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 基幹情報システム	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
② 情報共有基盤	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法 ※3	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」とされているが、標準化に関連する一般財源の負担は、極力抑制することが望ましい。そこで、①今後の業務について、効率的な発注・執行の方法を検討していくことが考えられる。また、②財源確保に向けて、移行経費の最大見込み額を算出し、具体的な数字をもとに、関係課と連携の上で引き続き国へ要望を行っていくことが考えられる。【基幹情報システム】 より効果的・効率的なサービスの提供に向けて、関連する福祉系の各業務システム（福祉保健、障害福祉、生活保護等）の見直しもあわせて検討することも可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

※3 「財源確保」に関して、これまでに、国に制度改革等を要望し、国の5年度補正予算に反映されました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

55 一般財団法人横浜市道路建設事業団への補助

事業局課	道路局	企画課	歳出予算科目	一般会計	12	款	2	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	36	施策番号	2						
一般財源活用額	22億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	まちづくり	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

(一財)横浜市道路建設事業団の債務処理のための補助を実施する。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 一般財団法人横浜市道路建設事業団への補助	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

56 横浜市立動物園管理運営事業

事業局課	環境創造局	動物園課	歳出予算科目	一般会計	8	款	5	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	31	施策番号	5						
一般財源活用額	22億円	性質別	施設運営費	分野名称	観光・MICE	対象者				市民全体

事業概要^{※1}

よこはま動物園ズーラシア、野毛山動物園、金沢動物園、野毛山公園（動物園を除く。）及び金沢自然公園（動物園を除く。）を指定管理者（（公財）横浜市緑の協会）が一体的に管理運営することにより、来園者サービスの向上を図ります。

所管部署の自己分析^{※2}

①	細事業 業	客観的指標 自己分析	市民ニーズ ・測ることは なじまない ・増える	実施根拠 ・法律・政令 ・条例	妥当性 ・他都市より上乗せ ・横出しあり ・該当なし	事業実績 ・目標設定に なじまない ・目標を概ね達成	効率性・経済性		負担の公平性 ・求めるべきでは ない ・負担は適切 である
							(1) 実施主体 委託不可	(2) 実施手法 該当なし	
	横浜市立動物園管理運営事								

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	・平成23～24年度に「横浜市立動物園にふさわしい運営体制検討会」が開かれ、当該検討会での議論の結果、現在はズーラシア、金沢動物園、野毛山動物園を同一の指定管理者とし、3園一体での運営が行われている。一方で、社会環境や経済環境が大きく変化する中、他都市ではPPPの導入や独法化が行われるなど、動物園の経営形態が多様化してきている。前回の運営体制の検討から10年超経過しているため、例えば、3園一体での運営の振り返りとともに、運営体制の見直しの必要性について検討も可能であると考える。
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・「財源確保」の観点から、現在、動物園ごとの収支状況等の市民への公表は限定されているが、収支状況等を積極的に公表することで、市立動物園の置かれている状況を市民により理解してもらうことが重要と考える。説明責任の向上により、寄附金等の多様な財源の確保に繋がる可能性がある。
負担の公平性	・「求めるべきではない」、「負担は適切である」とされているが、これまでの経緯や「市民利用施設等の利用者負担の考え方」を原則としつつ、事業目的・目標の整理や、運営の大部分が市税で賄われていることなどを踏まえて、例えば、市民と市外居住者で徴収金額に差を設けるなど、負担の公平性について検討することも可能であると考える。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

57 高速鉄道事業会計繰出金

事業局課	財政	局	総務	課	歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	19	目
政策・施策番号	政策番号		3	施策番号	99							
一般財源活用額	22億円		性質別	繰出金	分野名称	財政・会計		対象者				市民全体

事業概要^{※1}

高速鉄道事業会計の経営基盤を強化するため、総務省繰出基準の範囲内で一般会計から繰出しを行います。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 児童手当補助金	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
② 基礎年金公的負担補助金	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
③ 特例債元金補助金	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
④ 特例債利子補助金	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑤ 特別分企業債元利補助金	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑥ 出資金（建設改良分）	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑦ 地下高速鉄道整備事業費補助金	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑧ 特別減収対策企業債利子補助金	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

58 妊婦・産婦健康診査事業

事業局課	こども青少年 局	地域子育て支援 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	1	施策番号	2						
一般財源活用額	22億円	性質別	市民事業費	分野名称	子育て	対象者				市民全体

事業概要^{※1}

- 1 妊婦を対象に14回分の妊婦健康診査費用補助券（補助券：4,700円×11回、7,000円×1回、12,000円×2回 合計82,700円）を交付し、費用を一部補助します。
また、多胎妊娠をした妊婦を対象に追加で5回分の妊婦健康査査費用補助券（補助券：4,700円×4枚、12,000円×1枚）を交付し、費用を一部補助します。
- 2 横浜市と未契約の市外医療機関で受診した場合や1回の健診が補助券額面金額未満で医療機関で利用できなかった場合に補助券の額面金額を上限に自己負担分を助成します。
- 3 産婦を対象に産後2週間及び1か月健診（5,000円×2回、合計10,000円）の費用を一部補助します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 妊婦健康診査	自己分析	増える	法律・政令	・該当なし ・国水準に上乗せ・横出しあり	目標を下回った	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
② 産婦健康診査	自己分析	増える	・法律・政令 ・なし	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、本事業へのニーズは高いものの、少子化も進展していくため、国の「次元の異なる少子化対策」への対応も含めて、市民ニーズが今後も継続して増加していくのか、定期的に把握を行うことが適当と考えられる。その上で、将来的な市費負担の影響を可視化した上で、本事業の持続性を検討する余地がある。
実施根拠	
妥当性	・「他都市の水準」との比較の観点から本事業を見ると、現在の補助券方式（補助額が記載された券を妊婦が医療機関に持参して受診）に比べて、多くの都市で採用されている受診券方式（検査項目が示された券を妊婦が医療機関に持参して受診）の方が、金額が固定ではなく、診療報酬に基づいて決定されるため、市費負担が増加する可能性がある。本事業が持続可能な制度となるように、引き続き検討していくことが考えられる。
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「該当なし」とされているが、仮に受診券方式に変更された場合は、健診内容情報を把握することが可能となるほか、現在検討中の妊娠・出産・子育てに関する情報のデジタル化や、国が検討している母子保健情報のデジタル化等により、将来的な業務の効率化の検討も可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

59 就学奨励費

事業局課	教育委員会事務 局	学校支援・地域連携 課	歳出予算科目	一般会計	15	款	1	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	5	施策番号	99						
一般財源活用額	22億円	性質別	扶助費	分野名称	学校教育	対象者	こども			

事業概要^{※1}

- ①就学援助費：義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行等の必要な援助を行う。
 ②緊急避難児童生徒就学援助費：東日本大震災により被災し、市町村が経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費等の必要な援助を行う。
 ③私立学校等就学奨励費：市内在住で、市内の私立小・中学校に在学する児童生徒、外国人学校に在学する外国籍児童生徒及び市内外の国立小・中学校に在学する児童生徒のうち経済的理由により就学困難な者の保護者に対し、学用品費、修学旅行費等の必要な援助を行う。
 ④個別支援学級就学奨励費：経済的負担の軽減を図るために、個別支援学級に在学する児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費等の必要な援助を行う。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 就学援助費	自己分析	維持	法律・政令	他都市より上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託不可	事務改善が可能	求めるべきではない
② 緊急避難児童生徒就学援助費	自己分析	減る	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	事務改善が可能	求めるべきではない
③ 私立学校等就学奨励費	自己分析	維持	規則・方針	他都市より上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託不可	事務改善が可能	求めるべきではない
④ 個別支援学級就学奨励費	自己分析	増える	法律・政令	他都市より上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託不可	事務改善が可能	求めるべきではない
⑤ 事務費	自己分析	測ることはなじまない	なし	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	・「他都市より上乗せ・横出しあり」とされている点について、例えば、他都市の支給水準を参考にするとともに、就学援助がどれだけ対象者の就学につながっているかを把握した上で、支援のあり方や水準を検討していくことが考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、本事業を単体で実施するのではなく、支援が必要な児童生徒に対して適切な支援が実施されているか、その成果が上がっているか（就学につながっているか）を、関連する事業・取組全体で見ていくことが考えられる。 ・事業の指標には、全児童生徒に対する受給者の割合と併せて、支援が必要と想定される児童生徒の全体像の把握に努めた上で、その内どれだけの児童生徒に支援が届いているかという点も視点として考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

60 中学校 学校運営振興費

事業局課	教育委員会事務 局	教育総務 課	歳出予算科目	一般 会計	15 款	3 項	2 目
政策・施策番号	政策番号	5	施策番号	2			
一般財源活用額	21億円	性質別	施設運営費	分野名称	学校教育	対象者	こども

事業概要^{※1}

横浜市立中学校の学校運営のための教材・教具の整備を行い、教育課程の充実を図ります。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 学校配当での執行	自己分析	測ることはない	法律・政令	該当なし	目標設定はない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
② 教育委員会事務局での執行	自己分析	測ることはない	法律・政令	該当なし	目標設定はない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	・「該当なし」とされているが、限られた予算でより効率的な運営を行う観点から、1人当たりや1校当たりの予算額や決算額を費目ごとに経年で比較・検討することに加え、他都市と定期的に比較することで、規模の妥当性を検証し、調達方法の改善やコスト削減の検討につなげていくことが考えられる。都市間で統一の基準がない問題については、横浜市側で比較したい費目・品目等のフォーマットを定めて照会するなどの方法が考えられる。
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、現状の学校ごとに調達する方法は、全体での調達コストのコントロールが難しく、学校側にも事務負担がかかっているため、6年度から小中2校ずつをモデル校として実施する共通物品制度の試行を踏まえて、効果や課題等を検証した上で、教育委員会事務局での共通物品の調達を検討していくことが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

61 工場補修費

事業局課	資源循環 局	施設 課	歳出予算科目	一般会計	9	款	2	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	19	施策番号	99						
一般財源活用額	21億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	地域環境対策	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

市内から排出される家庭系及び事業系の可燃ごみの焼却処理を円滑に行うため、焼却工場の補修工事を実施します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 鶴見工場補修費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
② 保土ヶ谷工場補修費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
③ 旭工場補修費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
④ 金沢工場補修費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑤ 都筑工場補修費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「該当なし」とされているが、老朽化施設の計画的な機能回復は、施設の長寿命化・延命化を実現し、維持管理にかかるトータルコストを抑制することが期待される。市費負担抑制の観点から、長寿命化・延命化にかかる財政支援を引き続き国に求めいくことや、他都市の状況なども含めて様々な観点から財源確保を検討することが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

62 行政情報通信基盤（庁内LAN）運用事業

事業局課	デジタル統括本部	DX基盤 課	歳出予算科目	一般会計	2	款	3	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	99	施策番号	99						
一般財源活用額	19億円	性質別	庁舎管理費	分野名称	情報・通信	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

横浜市の行政事務の簡素化及び効率化並びに市民サービス向上に資する情報の積極的な収集、共有、提供等を推進するために、インターネット接続、電子メールやグループウェア等のサービスの利用環境の整備を通じ、行政情報通信基盤（庁内LAN）の円滑な管理、運営を行います。併せて、様々なシステム・サービスの基盤である本市の庁内LANの安全を確保するために、セキュリティ対策の強化・維持を図ります。

また、YCAN接続端末統制基盤を用いることで、これまで個々の職員が行っていた端末のソフトウェアインストールや設定等の作業を一元的に管理することを可能にし、職員の運用負荷軽減を図ります。

所管部署の自己分析^{※2}

事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 行政情報通信基盤（庁内LAN）の基本サービス提供事業	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
② 行政情報通信基盤（庁内LAN）の基盤運用事業	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
③ 行政情報通信基盤（庁内LAN）の資産管理事業	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、庁内LANの円滑な管理・運営、安全確保という事業目的に対して、他の自治体では、「庁内LAN端末で利用できるシステム数」「庁内LAN障害による運用停止件数」「個人情報漏洩事故件数」などを指標として設定している例がある。横浜市でも、他自治体の例を参考に、事業のアウトプット・アウトカム指標設定の検討が可能であると考えられる。
効率性・経済性(1)実施主体	
効率性・経済性(2)実施手法	・「該当なし」とされているが、Microsoft365の導入など、全庁的な業務効率化等に取り組まれていると考えられる。一方で、予算増を伴う実施手法の変更については、それによって何を目指しているのか、事前に整理しておく余地がある。そうすることで、例えば、超勤時間の削減や、多様な働き方の実現などに関するアウトカム指標を設定し、費用対効果等の検証を通じて、手法やスケジュール等を隨時見直しながら、効率的に事業を進めていくことも可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

63 高速鉄道事業会計繰出金

事業局課	健康福祉 局	高齢健康福祉 課	歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	19	目
政策・施策番号	政策番号	28	施策番号	2						
一般財源活用額	19億円	性質別	繰出金	分野名称	介護・高齢者福祉	対象者		高齢者		

事業概要^{※1}

福祉対象者の社会参加促進のため、市営交通機関及び民営バスの両方に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付する事業における高速鉄道事業会計（市営地下鉄）への繰出金

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 高速鉄道事業会計繰出金（敬老特別乗車証）	自己分析	増える	条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
② 高速鉄道事業会計繰出金（福祉特別乗車券）	自己分析	増える	条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされているが、コロナ禍からの回復後のニーズ動向についても、継続的な把握を検討するとともに、こうしたニーズ動向も踏まえて、持続可能な制度としてどうあるべきかを検討することが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「他都市より上乗せ・横出しあり」とされている点について、横浜市が顕著に上回っているわけではないが、例えば、所得のみを軸としたフリー利用ではなく、利用回数に応じた利用者負担とすることなど、IC乗車券化によって制度の選択の余地が拡大したことから、検討も可能と考えられる。
事業実績	・「目標を概ね達成」とされている点について、事業の主目的である高齢者や障害者の外出促進の効果以外に、高齢者や障害者の健康増進につながるかという視点でも、施策の効果を検討することが可能と考える。
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「該当なし」とされているが、敬老特別乗車証に関してはIC化により正確に利用回数を把握できるようになったため、今後は、利用実績という視点も踏まえた検討も可能であると考える。また、福祉乗車券のIC化により、利用状況の正確な把握と発行コストの効率化（年次で発行しなくとも電子情報の書換えのみで済む）が可能になることから、導入コストと比較しつつ、IC乗車券化を検討することが考えられる。
負担の公平性	・「負担は適切である」とされているが、敬老特別乗車証に関しては他都市に比べると、住民税課税世帯への負担がやや軽減されているので、例えば、仮に定額を維持するにしても、利用者負担全体の料金体系を見直す、上限を引き上げる等を検討することが考えられる。また、少数ではあるものの所得が十分ある方も利用しているが、所得が一定以上の方（世帯員に一定の課税者がいる場合も含む）は、例えば、本事業の対象外とすることについて検討が可能と考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

64 小中学校整備事業（新增改築）

事業局課	教育委員会事務 局	教育施設 課	歳出予算科目	一般 会計	15	款	8	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	38	施策番号	2						
一般財源活用額	19億円	性質別	施設等整備費(市単独事業費)	分野名称	学校教育	対象者	こども			

事業概要^{※1}

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、各対象校の建替えが最善の形で進められるよう基本構想の策定、設計及び工事を実施します。また学区内での大規模マンション建設等に伴う児童の増加が見込まれ、学級数が保有教室数を上回る学校について、仮設教室の設置等によって教室不足を解消するほか、35人学級の実現に向けた教室改修等を行い、教育環境の機能充実を図ります。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 小・中学校建替等	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	民間のノウハウや人材等の活用が可能	求めるべきではない
② 中学校武道場整備	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
③ 不足教室対策・少人数学級整備等	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
④ 小・中学校増改築	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	<ul style="list-style-type: none"> ・「民間のノウハウや人材等の活用が可能」とされている点について、建替えにあたっては、令和5年度に見直した「市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」も踏まえて、PFIなどの公民連携手法の導入可能性や、施設配置の最適化・効率化の観点からの他公共施設等との複合化による効率的な再編整備を積極的に検討していくことが考えられる。また、長寿命化改修等を効果的に取り入れ、供用期間を延長することで、トータルコストを圧縮・単年度事業費の平準化を図ることが考えられる。 ・「財源確保」の観点から、国の財政支援を最大限受けられるよう事業計画を策定するとともに、補助制度の本市の実情に合致した見直しを、引き続き国に対して強力に求めて行くことが適当であると考えられる。 ・引き続き、国費の有効活用に努めるとともに、「事務改善」の観点から、現在活用している過去の修繕データに加え、AIを活用した劣化状況の推測、簡易診断などの手法を活用し、例えば監視（修繕の必要性把握）→計画→実施までのサイクルを短くしていく等、効果的かつ効率的な改修を進めていくことが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

65 横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センター管理運営費

事業局課	健康福祉	局	障害自立支援	課	歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	6	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	1								
一般財源活用額	18億円	性質別	扶助費	分野名称	社会福祉	対象者	障害者					

事業概要^{※1}

障害者等に対し、専門的かつ総合的なリハビリテーションを行う施設として、横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センターの管理運営を行います。
【指定管理者】社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 横浜市総合リハビリテーションセンター運営事業（一部あんしん施策）	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	負担は適切 である
② 福祉機器支援センター運営事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない
③ 横浜市総合リハビリテーションセンター等管理運営事務費	自己分析	維持	条例	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「維持」とされている点について、コロナ禍からの回復後のニーズ動向については、継続的に把握していくことを検討することが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「該当なし」とされているが、2つのセンターは、障害者福祉の促進のため、包括的な支援を一貫して提供する横浜市のリハビリ施策の中核として設立した横浜市独自の施設である。30年経った現在の内外の環境に照らし合わせて、改めて現在の規模・内容でのサービス展開が適切かの検討も可能であると考える。
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、成果の最大化のためには、事業目的に合わせた目標（アウトカム指標）設定を踏まえて事業を執行し、効果検証・改善を重ねていくことが有効であると考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「財源確保」の観点で本事業を見ると、国補助金の補助率は上限設定となっており、全国の予算要求が慢性的に国の予算を超えていくことから、横浜市には基準よりも低率で交付されている。市費負担抑制のため、他の障害関係事業とあわせて、同様の問題意識を抱える自治体とともに、国へ満額認証に向けて働きかけを行っていくことが考えられる。
負担の公平性	・「負担は適切である」「求めるべきではない」とされているが、近隣他都市の類似施設の状況を注視し、例えば、利用料金、利用条件の再検討も可能であると考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

66 償還金・還付加算金

事業局課	財政局	税制課	歳出予算科目	一般会計	2款	5項	2目
政策・施策番号	政策番号	99	施策番号	99			
一般財源活用額	18億円	性質別	企画管理費	分野名称	財政・会計	対象者	市民全体

事業概要^{※1}

市税の過納、誤納による還付金のうち、出納整理期間経過後に過誤納が判明した還付金については、歳入からの戻出により還付することができないため、歳出予算から償還金として支出します。

また、市税の還付及び充当すべき金額に加算する利子相当分を、歳出予算から還付加算金として支出します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 償還金	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
② 還付加算金	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

67 社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営事業

事業局課	健康福祉 局	障害施設サービス 課	歳出予算科目	一般 会計	7	款	2	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	1						
一般財源活用額	18億円	性質別	扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者				障害者

事業概要^{※1}

社会福祉法人型障害者地域活動ホームは、地域で暮らす障害児・者の在宅生活全般を支援するため、各区に1館設置している本市の拠点的施設です。生活介護やデイサービス型等の日中活動事業を行うとともに、ショートステイや一時ケアなどの生活支援事業のほか、障害児・者及び家族を支援するための相談支援を行う社会福祉法人型障害者地域活動ホームに対し、事業の運営に係る経費を補助します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 自立支援給付費	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
② 介助加算	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	全部委託が可能	事務改善が可能	求めるべきではない
③ 運営費補助	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	全部委託が可能	事務改善が可能	求めるべきではない
④ 災害時応急備蓄物資整備費補助	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	・「規則・方針」とされている点について、障害者支援に力を入れるという市の方針に基づく独自のサービスであり、その妥当性や経済性・効率性につき、他の障害者施策とも合わせて継続的に見直しを検討することも可能であると考える。
妥当性	・「該当なし」とされているが、「実施根拠」で記載の通り、市独自の事業として国水準を上回っているということになる。重度の障害者への支援体制の構築、法定では賄えないニーズへの対応、社会参加や相互支援の場の拡大に貢献しているため、事業実施の必要性は高いという考えに基づいているが、他都市と比較しても横浜市のサービス水準は高いと推察される。事業自体の役割や効果は発揮できていると考えられるものの、「実施手法」で記載の通り、効率性・経済性の検証により、客観的に事業効果を評価できる仕組を整備し、規模や内容の最適化などを検討することが考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、成果の最大化のためには、事業目的に合わせた目標（アウトカム指標）設定を踏まえて事業を執行し、効果検証・改善を重ねていくことが有効であると考えられる。
効率性・経済性(1)実施主体	
効率性・経済性(2)実施手法	・「事務改善が可能」とされている点について、年間報告にてショートステイ、一時ケアの利用件数、余暇活動の実施回数などの実績を把握し、例えば稼働率が低い施設に関しては、周知方法や人員配置の工夫などで向上をはかるとともに、より利用しやすい立地への移転も含めて検討されているが、これらの取組を継続し、運営の最適化を進めることができると考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

68 自立生活移行支援助成事業

事業局課	健康福祉 局	障害施設サービス 課	歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	4						
一般財源活用額	18億円	性質別	扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者				障害者

事業概要※1

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所において、利用者支援水準の向上に関する体制等を整備した場合に、当該障害者支援施設等を運営する法人に対し助成を行います。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 横浜市自立生活移行支援助成事業（市内）	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
② 横浜市市外障害福祉サービス事業所等運営費補助助成事業	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
③ 設置費補助金	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を下回った	委託不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	
実施根拠	・「規則・方針」とされている点について、障害者支援に力を入れるという市の方針に基づく独自のサービスであり、その妥当性や経済性・効率性を踏まえて継続的に見直しを検討することが考えられる。
妥当性	・「該当なし」とされているが、「横浜市自立生活移行支援助成事業（市内）」のほぼ全ての取組について、近隣都市の類似事業の水準を上回っている。当助成は基準を満たした一部の施設に給付されており、約8割の事業所が、職員の増員や基本給の向上などを達成したと回答しているものの、例えば、他都市や助成金を支給していない施設との効果が明確か、最終的な目的である利用者支援の質の向上に繋がっているかなど、客観的な効果分析を実施し、補助項目や補助率の最適化に向けた検討を行うことが考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、成果の最大化のためには、事業目的に合わせた目標（アウトカム指標）設定を踏まえて事業を執行し、効果検証・改善を重ねていくことが有効であると考えられる。
効率性・経済性(1)実施主体	
効率性・経済性(2)実施手法	・「該当なし」とされているが、システムの活用による事務処理コストの削減の検討も可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

69 横浜美術館大規模改修事業

事業局課	にぎわいスポーツ文化局	文化振興課	歳出予算科目	一般会計	4	款	1	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	30	施策番号	4						
一般財源活用額	17億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	文化・スポーツ	対象者				市民全体

事業概要^{※1}

横浜の文化観光拠点である横浜美術館の改修工事を行い、施設の長寿命化を図るとともに、横浜の文化観光施策の促進を図ります。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 横浜美術館大規模改修事業	自己分析	測ることはなじまない	条例	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

70 市庁舎管理運営事業

事業局課	総務局	管理課	歳出予算科目	一般会計	2款	3項	1目
政策・施策番号	政策番号	38	施策番号	2			
一般財源活用額	17億円	性質別	庁舎管理費	分野名称	財政・会計	対象者	市民全体

事業概要^{※1}

良好な執務環境の確保を図るため、市庁舎の維持管理を行う。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 市庁舎管理運営事業	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	契約方法の工夫が可能	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、良好な執務環境の確保という事業目的に対して、他の自治体では「維持管理不備対応率」「施設修理の達成率」などを指標として設定している例がある。横浜市でも、他自治体の例を参考にしつつ、さらに低層階の賃貸い創出も含めて、ロジックモデル作成、アウトカム指標設定の検討が可能であると考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「契約方法の工夫が可能」とされている点について、他の自治体では、庁舎管理において、コスト削減額を成果とする成果連動型民間委託契約方式を活用し、仕様等の見直しを通じたコスト削減を図っている例もある。横浜市でも、他自治体の例も参考に、次の契約更新時には、現在の方法も含め、様々な観点から、管理委託の契約方法を検討することが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

71 粗大ごみ処理事業

事業局課	資源循環 局	業務 課	歳出予算科目	一般会計	9	款	2	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	19	施策番号	99						
一般財源活用額	16億円	性質別	市民事業費	分野名称	地域環境対策	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

家庭から排出される粗大ごみを収集し、適正に処理します。

所管部署の自己分析^{※2}

①	細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
							(1) 実施主体	(2) 実施手法	
①	粗大ごみ受付収集事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	負担は適切 である
②	粗大ごみ処理手数料収納事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	事務改善が 可能	負担は適切 である
③	ヤード管理運営事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	負担は適切 である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、粗大ごみ受付業務委託の経費は、電話オペレーターの人工費が多くを占めており、WEB申込みの割合を増やすことにより、コスト削減に繋げていくことが考えられる。品目設定が追いつかず、電話でしか申し込みできない品目が多くあるが、無尽蔵に収集品の品目が増えていくことは考えづらく、市民の利便性向上の観点からも、WEB申込み用に対応した品目区分の調整・整理を早期に検討することが考えられる。
負担の公平性	・「負担は適切である」とされている点について、横浜市の粗大ごみ処理手数料は、収集と持込みに差はないが、他自治体では、粗大ごみを指定場所へ持ち込んだ場合は処理費用を収集よりも安価に設定している例もある。例えば、自己搬入ヤードの受け入れ環境を踏まえつつ、ごみ処理経費に見合う手数料を排出者から適正に徴収することを前提に、市民に持ち込みへのインセンティブをつけることによって、市が行う収集のコストを削減するなどの手法の検討が可能であると考える。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

72 分別・リサイクル推進事業

事業局課	資源循環 局	業務 課	歳出予算科目	一般会計	9 款	1 項	2 項	目
政策・施策番号	政策番号	19	施策番号	1				
一般財源活用額	16億円	性質別	市民事業費	分野名称	地域環境対策	対象者	市民全体	

事業概要^{※1}

分別収集された資源物の中間処理、再資源化を実施することで、ごみの減量・リサイクルを推進します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業		客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
(1)	(2)						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 分別品目再資源化事業	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない	
② ストックヤード管理事業	自己分析	測ることは なじまない	なし	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない	
③ 分別排出推進事業	自己分析	維持	条例	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない	
④ 事務費	自己分析	測ることは なじまない	なし	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない	

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	<ul style="list-style-type: none"> ・「該当なし」とされているが、地域や品目別に分かれている委託業務を、いくつかまとめることができるか等、より経済的な実施方法を、業務を受託し得る事業者の状況等を踏まえつつ定期的に検証し、業務の効率化を図っていくことが考えられる。 ・世界的な循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の動きも見据えて、再資源化だけでなく、資源の有効活用のあり方について、広く研究していくことが考えられる。 ・また、横浜市が実施を検討している「プラスチック製品の分別・リサイクル」に要する費用については、国に対して「十分かつ確実な財源措置」を行うよう、引き続き強く要望していくことが適当と考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

73 福祉特別乗車券交付事業（民営バス）

事業局課	健康福祉 局	障害自立支援 課	歳出予算科目	一般会計	7	款	1	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	5						
一般財源活用額	15億円	性質別	扶助費	分野名称	社会福祉	対象者				障害者

事業概要^{※1}

市内に居住する障害者に対し、市営交通機関と民営バス及び金沢シーサイドラインの乗車時に運賃が無料になる特別乗車券を交付する。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 福祉特別乗車券交付事業 (民営バス)	自己分析	増える	条例	他都市より 上乗せ・ 横出しあり	目標を 概ね達成	委託の 拡大不可	該当なし	負担は適切 である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、ニーズの裏付けのある、より的確な見込みと、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化し、必要な施策・事業の推進と持続可能な財政運営との両立に向け、事業所管課としての運営方針を整理しておくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、福祉乗車券のIC化により、利用状況の正確な把握と、発行コストの効率化（年次で発行しなくとも電子情報の書換えのみで済む）が可能があることから、導入コストと比較しつつ、検討することが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

74 街路樹管理事業費

事業局課	道路局	施設課	歳出予算科目	一般会計	12	款	1	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	31	施策番号	3						
一般財源活用額	14億円	性質別	施設運営費	分野名称	まちづくり	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

都市の美観を維持し、樹木の健全な育成を図ると共に、歩行者や車両等が安全で円滑な通行を確保するために必要な維持管理、整備等を行う。

所管部署の自己分析^{※2}

①	細事業 街路樹維持管理	客観的指標 自己分析	市民ニーズ 測ることはなじまない	実施根拠 法律・政令	妥当性 該当なし	事業実績 目標を下回った	効率性・経済性		負担の公平性 求めるべきではない
							(1) 実施主体 委託の拡大不可	(2) 実施手法 該当なし	
②	改良等工事	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を上回った	委託不可	該当なし	求めるべきではない
③	倒木対策	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
④	技術研修	自己分析	測ることはなじまない	条例	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑤	事務費	自己分析	測ることはなじまない	なし	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、優先順位をつける等効率的な維持管理に努めつつ、財源の選択肢を増やしていく検討も可能と考える。例えば、企業版ふるさと納税による企業からの寄付や、ネーミングライツ・広告料収入の確保に加えて、将来的には、道路管理と分類している部分（倒木管理、落ち葉の清掃、低木の刈込等）を「街路樹による良好な景観の創出・育成の一環」としてみどり税の対象にすることなどの検討も可能と考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

75 英語教育推進事業

事業局課	教育委員会事務局	教育課程推進室	歳出予算科目	一般会計	15	款	1	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	5	施策番号	3						
一般財源活用額	14億円	性質別	市民事業費	分野名称	教育	対象者	こども			

事業概要^{※1}

小中学校9年間の一貫した英語教育を推進し、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図ります。また、外国語科教員の授業改善を支援します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業		客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
(1)	(2)						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 英語指導助手（AET）配置事業	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	契約方法の工夫が可能	求めるべきではない	
② 外国語指導主事助手(FC)雇用事業	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない	
③ 小学校地域人材活用事業	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	契約方法の工夫が可能	求めるべきではない	
④ 研修・講習等推進事業	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を下回った	委託不可	該当なし	求めるべきではない	
⑤ 英語教材・システム活用事業	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	契約方法の工夫が可能	求めるべきではない	
⑥ 中学校英語検定事業	自己分析	維持	規則・方針	他都市より上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託の拡大不可	契約方法の工夫が可能	求めていない	

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	・英語のコミュニケーション能力の向上という目的に対して、英語検定やAETをどのように位置付けて活用するのか、費用対効果等の検証を行いながら、効果的・効率的な事業のあり方を検討していくことが考えられる。
妥当性	
事業実績	・「目標を概ね達成」とされているが、横浜市における英語教育の位置づけ、英語教育として何を目指すかを示した上で、目的毎に、客観的な目標設定・検証を行っていくことが考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

76 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費

事業局課	こども青少年 局	保育・教育運営 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	2	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	2	施策番号	99						
一般財源活用額	14億円	性質別	扶助費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要※1

幼稚園及び特別支援学校幼稚部における幼児教育に要した費用（保育料・入園料）について、世帯の状況にかかわらず、園児1人あたり月額25,700円を上限とした額を支給します。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託不可	該当なし	求めるべき ではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

77 市営住宅指定管理者経費

事業局課	建築 局	市営住宅 課	歳出予算科目	一般会計	10 款	2 項	1 目
政策・施策番号	政策番号	27	施策番号	2			
一般財源活用額	14億円	性質別	施設運営費	分野名称	まちづくり	対象者	生活困窮者

事業概要^{※1}

公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき建設された公営住宅・改良住宅の維持・管理

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 市営住宅指定管理者経費	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	民間のノウハウや 人材等の 活用が可能	負担は適切 である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「維持」とされているが、今後人口が減少していく中で、市営住宅に対するニーズがどう変わっていくのかなど、データや社会経済情勢の変化等を踏まえて分析することが考えられる。その際、市直接建設型だけではなく、借上型等も含めて、公的な支援が必要な方への住居確保策という観点から、全体的に検討することが考えられる。
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・「民間のノウハウや人材等の活用が可能」とされている点について、入居率を上げるなど、より効率的な運営方法について、検討することが考えられる。その前提として、直近で87.1%という「入居率」について、修繕中の部屋があることや、被災対応等に備えて政策的に空室を残していることも踏まえた上で、最大何%まで上げができるのか、検討することができるか、検討することが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

78 更生医療給付事業

事業局課	健康福祉 局	医療援助 課	歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	99						
一般財源活用額	13億円	性質別	扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者				障害者

事業概要^{※1}

身体障害者の有する障害の軽減・除去を行いその更生を図るため、国および都道府県（指定都市・中核市）の指定する医療機関で医療給付を行う（関節形成術、心臓手術、人工透析療法、抗免疫療法、抗HIV療法等）

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 更生医療給付事業	自己分析	維持	・法律・政令 ・規則・方針	・該当なし ・国水準に上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託不可	事務改善が可能	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・給付の対象者は平成29年度～令和3年度の実績では増加傾向だが、2,000人前後で推移しているため、「維持」とされている。今後、高齢化がさらに進むことが見込まれることから、市民ニーズは現状より増加する可能性もあると考える。
実施根拠	・更生医療の自己負担額は総医療費の1割だが、更生医療を受ける方の世帯の所得額等によって月額自己負担上限額が定められている。本市では、中間所得層にも、自己負担緩和のために助成している。中間所得層であっても、継続的な療養が過度の経済的負担とならないよう配慮していることは理解できるが、他都市の状況を参考にしつつ、定期的に見直しを検討することも可能と考える。
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「事務改善が可能」とされている点について、標準化対応後も事務の形態を変える予定はなく、費用削減効果は大きくない想定である。また、標準化とは別に、電子申請や障害者手帳の電子化などのICT化のアイディアは出ている。当該アイディアによる費用削減効果の検証は行われていないが、行政に対する各種申請の電子化は、本事業に限らず今後の一般的な方向と考えられることから、他事業とあわせての実施可能性及びその効果について検討することも可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

79 地域活動支援センター運営事業（身体・知的障害者地域作業所型）

事業局課	健康福祉	局	障害施設サービス 課	歳出予算科目	一般 会計	7	款	2	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	1							
一般財源活用額	13億円	性質別	扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者	障害者				

事業概要^{※1}

地域活動支援センター事業障害者地域作業所型（身体障害・知的障害）の運営等に係る経費を助成します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 運営費等補助（一部あんしん施策）	自己分析	維持	・法律・政令 ・規則・方針	他都市より 上乗せ・ 横出しあり	目標設定に なじまない	補助事業が 規定の終期を 迎えている	該当なし	求めるべき ではない
② 設置費・移転費補助	自己分析	減る	規則・方針	他都市より 上乗せ・ 横出しあり	目標設定に なじまない	全部委託が 可能	該当なし	求めるべき ではない
③ 処遇改善補助金	自己分析	測ることは なじまない	規則・方針	国水準に 上乗せ・ 横出しあり	目標設定に なじまない	全部委託が 可能	該当なし	求めるべき ではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・障害者手帳の交付数自体は増加傾向にあるものの、民間による様々なサービスの充足を受けて、本事業へのニーズは「維持」「減る」とされている。当事業について、取り込めていないニーズがあるのか、ニーズが減少しているのかを精査し、サービス水準の最適化について検討することが考えられる。
実施根拠	・いずれの細事業も、障害者支援に力を入れてきた市独自の取組として、一定の効果は発揮しているが、「市民ニーズ」「妥当性」「実施手法」で記載した通り、サービス水準の最適化について検討することが考えられる。
妥当性	・「他都市より上乗せ・横出しあり」「国水準に上乗せ・横出しあり」とされている点について、施設設置の促進、安定した運営、離職率の低減といった目的に対し、一定の効果は発揮していると見られるが、客観的データ等を用いた効果検証により、例えば、補助項目・補助率の最適化について検討することが考えられる。 ・運営費等補助は、近隣都市との比較によると横浜市の方が2割程度高い。家賃水準などの地域特性を鑑みると妥当な水準と考えられているが、改めて検討することが考えられる。【運営費等補助（一部あんしん施策）】
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、成果の最大化のために、事業目的に合わせた目標（アウトカム指標）設定を踏まえて事業を執行し、効果検証・改善を重ねていくことが有効であると考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	・「全部委託が可能」とされている点について、現在横浜市で実施している家賃補助や設置費に係る業務は、既に委託している業務に追加することによる委託費の増加と直営コストの減少のバランスを鑑み、委託の要否について検討を進めることができます。
効率性・経済性 (2)実施手法	・「財源確保」の観点で本事業を見ると、国補助金の補助率は上限設定となっており、全国の予算要求が慢性的に国の予算を超えていくことから、横浜市には基準よりも低率で交付されている。市費負担抑制のため、他の障害関係事業とあわせて、同様の問題意識を抱える自治体とともに、国へ満額認証に向けた働きかけを行っていくことが考えられる。【運営費等補助（一部あんしん施策）】
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

80 中学校 学校管理費

事業局課	教育委員会事務 局	総務 課	歳出予算科目	一般 会計	15 款	3 項	1 目
政策・施策番号	政策番号	6	施策番号	3			
一般財源活用額	13億円	性質別	施設運営費	分野名称	学校教育	対象者	こども

事業概要^{※1}

横浜市立中学校の維持管理に要する経費。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 中学校 学校管理費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
② 中学校 学校管理費 光熱水費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
③ 中学校 学校管理費 ごみ処理料	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	<ul style="list-style-type: none"> ・「該当なし」とされているが、限られた予算でより効率的な運営を行う観点から、他都市の類似事業等を比較指標に設定して執行管理を行うことが考えられる。 ・「該当なし」とされているが、ごみ排出量について、現状では、学校ごとに目標を設定して減量に取り組んでおり、教育委員会事務局において各学校の達成状況を把握・管理し、達成状況に応じた改善につなげていくことが考えられる。【ごみ処理料】 ・「該当なし」とされているが、節電について、現状では、ガイドライン・通知などに基づいて各学校で取り組んでおり、教育委員会事務局において各学校の節電状況のモニタリングを行い、節電が進んでいない学校の要因分析や必要に応じた指導を行うとともに、好事例は横展開するなどの取組を行うことが考えられる。【光熱水費】
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

81 公共建築物長寿命化対策事業

事業局課	建築 局	保全推進 課	歳出予算科目	一般会計	10 款	1 項	3 項目
政策・施策番号	政策番号	38	施策番号	2			
一般財源活用額	13億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	財政・会計	対象者	市民全体

事業概要^{※1}

市区庁舎や地区センターなど約860の市民利用施設の、計画的な予防保全実施。限られた予算で効果的な保全を行うため、建物や設備機器等の劣化状態を把握し、施設利用者の安全、防災・衛生上の必要性等による優先度から保全対策を実施します。また、突発修繕等についての対応を行います。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 長寿命化対策工事	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	・委託不可 ・委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない
② 劣化調査点検委託	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	・委託不可 ・委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・ 経済性 (1) 実施主体	
効率性・ 経済性 (2) 実施手法	・「該当なし」とされているが、ドローンを活用した現況調査やクラウドサービスを利用した工事書類の管理等により、長寿命化対策のさらなる効率化に向けた検討の可能性があると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

82 高齢者インフルエンザ予防接種事業

事業局課	医療局	健康安全課	歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	7	施策番号	2						
一般財源活用額	13億円	性質別	市民事業費	分野名称	保健・医療	対象者	高齢者			

事業概要^{※1}

インフルエンザの重症化予防とまん延防止を図るため、対象者のワクチン接種費用の一部又は全額助成を実施する。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 対象者への接種	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	負担は適切である
② 印刷物の作成	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
③ 実施機関への書類送付	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
④ 予防接種後健康状況調査	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑤ 事務費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、委託契約は、診療報酬の積上げでの積算、医療機関との直接契約ではなく加盟団体との包括契約という合理的・効率的な方法で対応している。より妥当な契約手法は現時点では見当たらないが、定期的に他都市の状況を注視しつつ、より合理的・効果的な事例が集積した場合には再検証することが考えられる。 ・また、国における事務作業のデジタル化に合わせて、市の事務作業等のデジタル化も進め、事務コストの削減や国による財政負担の要望を検討することが可能と考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

83 養護老人ホーム等措置費

事業局課	健康福祉 局	高齢施設 課	歳出予算科目	一般会計	7	款	3	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	15	施策番号	99						
一般財源活用額	12億円	性質別	扶助費	分野名称	介護・高齢者福祉	対象者				高齢者

事業概要^{※1}

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの措置入所を実施します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 養護老人ホーム措置	自己分析	維持	法律・政令	・国水準に上乗せ・横出しあり ・該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	負担は適切である
② やむを得ない事由による措置（特別養護老人ホーム等）	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	・養護老人ホーム措置費の「国水準に上乗せ・横出しあり」について、同事業における市民ニーズは「維持」と想定されていることから同水準の支出が継続するとみられ、短期的な見直しは困難であると考えられるが、市民ニーズや事業効果を定期的に把握することにより、中長期的な事業の見直しの検討も可能であると考える。
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	
負担の公平性	・被措置者及びその扶養義務者の負担能力に応じて費用負担を行っていることから、今後も適切に対応していくことが考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

84 市営住宅計画修繕・入退去業務等委託費

事業局課	建築局	市営住宅課	歳出予算科目	一般会計	10	款	2	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	27・38	施策番号	2						
一般財源活用額	12億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	まちづくり	対象者	生活困窮者			

事業概要^{※1}

公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき建設された公営住宅・改良住宅の維持・管理

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 市営住宅入退去業務	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	負担は適切 である
② 市営住宅計画修繕業務	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	負担は適切 である
③ 市営住宅空家修繕業務	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	負担は適切 である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、横浜市住宅供給公社へ委託する現行の契約方法を開始してから10年以上が経過しており、この間の社会経済情勢の変化等を踏まえて、改めて効率的かつ経済的な契約方法を検討することが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

85 放課後児童クラブ事業

事業局課	こども青少年 局	放課後児童育成 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	2	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	2	施策番号	5						
一般財源活用額	12億円	性質別	市民事業費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要^{※1}

子ども・子育て支援事業計画に定めた、放課後19時までの居場所を確保します。
留守家庭児童に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るため、運営費の一部を補助します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業		客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
(1)	(2)						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 放課後児童クラブ事業（運営）	自己分析	維持	・法律・政令 ・規則・方針 ・なし	・該当なし ・国水準に上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託不可	・事務改善が可能 ・財源確保が可能	負担は適切である	
② 放課後児童育成事業人材育成研修事業	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない	
③ 放課後児童支援員等人材確保支援事業	自己分析	増える	規則・方針	国水準に上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない	

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	・「国水準に上乗せ・横出しあり」とされている点について、放課後キッズクラブとのニーズや運営実態の違いを前提にしつつ、市独自の運営支援の水準や利用者負担のあり方について、近隣他都市の類似事業の水準や利用者負担と比較し、定期的に検証することが考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、事業目的に合わせた目標（アウトカム指標）設定を踏まえて事業を執行し、効果検証・改善を重ねていくことが有効であると考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「財源確保が可能」とされている点について、引き続き国に対して、都市部の実情（地方に比して高い人件費や賃借料）に合致した財源措置を行うよう、強く要望していくことが適當と考える。
負担の公平性	・「負担は適切である」とされている点について、令和5年度実施の放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査の成果を踏まえて、本事業を持続可能なものにしていくために、放課後キッズクラブとのサービス内容や利用者負担の違い等を比較しながら、本事業のあり方を検討していくことが考えられる。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

86 橋梁整備費(橋梁整備事業)

事業局課	道路局	橋梁課	歳出予算科目	一般会計	12	款	2	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	38	施策番号	1						
一般財源活用額	11億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	まちづくり	対象者	市民全体			

事業概要^{※1}

横浜市道路局管理の橋梁について、老朽化や損傷による事故を未然に防ぎ、道路交通等に支障が生じないようにするため、計画的な点検・維持補修等を実施します。また、地震による倒壊や甚大な被害を防止するため、緊急輸送路上にある橋梁や鉄道・高速道路を跨ぐ橋梁等から優先的に、地震対策(耐震化)も行います。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 橋梁整備費(橋梁整備事業)	自己分析	増える	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	・財源確保が可能 ・該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、橋梁の殆どが高度成長期に建設されたもので老朽化が進んでおり、現状で竣工後50年経過している橋が全体の30%、20年後には80%になる見込みであることから、今後の橋梁の保全・更新と、これに要する財源について、公共投資全体の中で持続可能な取組として整理していくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	
事業実績	・「目標を概ね達成」とされている点について、修繕を要する橋梁は今後も増加すると見込まれていることから、市民ニーズに応えながら橋梁の安全を確保するためには、引き続き長寿命化修繕計画に基づき、定期的にモニタリングを行いながら、より効果的かつ効率的な事業運営に向けて取り組んでいくことが考えられる。
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	・「財源確保が可能」及び「該当なし」とされているが、維持管理・更新費が今後増加していくことが予想される中で、持続可能な道路管理の実現のためには、例えば、すべての橋梁を一律に維持・修繕とするのではなく、状況に応じて対応方法を検討していくことが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

87 障害者スポーツ文化センター管理運営事業

事業局課	健康福祉	局	障害自立支援	課	歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	6	目
政策・施策番号	政策番号		13	施策番号	5							
一般財源活用額	11億円	性質別		施設運営費	分野名称	障害者福祉	対象者					

事業概要^{※1}

障害者が様々なスポーツ・文化・レクリエーション活動を通して、健康づくりや社会参加の促進を図るため、障害者スポーツ文化センターを運営します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 管理運営事業（横浜ラポール）	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	・事務改善が可能 ・契約方法の工夫 が可能 ・民間のノウハウ や人材等の活用 が可能	負担は適切 である
② スポーツ振興事業（全国障 害者スポーツ大会選手団派 遣事業等）	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	・事務改善が可能 ・契約方法の工夫 が可能 ・民間のノウハウ や人材等の活用 が可能	負担は適切 である
③ スポーツ・文化事業（横浜 ラポール）	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	・事務改善が可能 ・契約方法の工夫 が可能 ・民間のノウハウ や人材等の活用 が可能	負担は適切 である
④ 聴覚障害者情報提供施設	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を 概ね達成	委託の 拡大不可	・事務改善が可能 ・契約方法の工夫 が可能	負担は適切 である
⑤ 管理運営事業（ラポール上 大岡）	自己分析	維持	条例	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	・事務改善が可能 ・契約方法の工夫 が可能 ・民間のノウハウ や人材等の活用 が可能	負担は適切 である
⑥ スポーツ・文化事業（ラ ポール上大岡）	自己分析	維持	条例	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	・事務改善が可能 ・契約方法の工夫 が可能 ・民間のノウハウ や人材等の活用 が可能	負担は適切 である
⑦ その他事務費	自己分析	維持	条例	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	・契約方法の工夫 が可能 ・民間のノウハウ や人材等の活用 が可能	負担は適切 である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「維持」とされている点について、施設の稼働率は、会議室予約のような形で時間で区切っているわけではないが、施設の稼働率を何らかの方法（例えれば、利用者証のIC化など）でモニタリングすることで、市民ニーズをより正確に把握することが可能と考える。
実施根拠	
妥当性	・「該当なし」とされているが、2施設の利用率などを定期的に確認し、指定管理の更新のタイミングにあわせて、サービスの対象や水準について検討することも可能と考える。
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	・「委託の拡大不可」とされているが、現状では、社会福祉法人が一括して指定管理者となっており、直近の3期は非公募になっている点について、公募という選択肢を排除せず、市民サービスや実績・価格も含めた選定について検討することが考えられる。 ・また、指定管理制度を適用している市営の体育館などは全国に多数見られることから、プールなど、スポーツジムと同様の運営が可能な部分については、民間のスポーツクラブ運営事業者に委託することで効率化を図ることが考えられる。
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・「財源確保」の観点で本事業を見ると、国補助金の補助率は上限設定となっており、全国の予算要求が慢性的に国の予算を超えていることから、横浜市には基準よりも低率で交付されている。市費負担抑制のため、他の障害関係事業とあわせて、同様の問題意識を抱える自治体とともに、国へ満額認証に向けた働きかけを行っていくことが考えられる。 ・「事務改善が可能」とされている点について、手話通訳士の派遣等デジタル化による業務効率化が見込まれる業務については、実施手法の改善検討が可能と考える。
負担の公平性	・「負担は適切である」とされているが、民間類似施設と比べ、利用料金が低額に設定されていると見受けられるため、例えば、障害者団体や障害者の利用の減免を維持しつつ、健常者が利用する場合の利用料金を見直すことで、他都市や類似施設と比べた負担の公平性を是正することが考えられる。なお、他の政令指定都市において、条例改正による利用料金引上げの実例がある。

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

88 小学校教育用コンピュータ整備事業

事業局課	教育委員会事務 局	小中学校企画 課	歳出予算科目	一般 会計	15 款	2 項	1 目
政策・施策番号	政策番号	5	施策番号	2			
一般財源活用額	11億円	性質別	庁舎管理費	分野名称	学校教育	対象者	こども

事業概要^{※1}

GIGAスクール構想で整備した1人1台端末や校内LANについて必要な機器等の整備とサポートデスクの設置を行い、安定した教育ICT環境を提供することで学校におけるICT利活用を促進します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業		客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
(1)	(2)						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 端末等	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない	
② 校内LAN整備	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない	
③ サポートデスク	自己分析	維持	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない	
④ リース費等	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない	

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	・「該当なし」とされているが、生徒一人当たりのコスト（端末、保守、サポートデスク等）を調達の際に見るべき指標の1つとして位置づけ、可能な範囲で近隣の自治体と比較を行い、契約内容の見直しなどに活かしていくことが考えられる。
事業実績	
効率性・経済性(1)実施主体	
効率性・経済性(2)実施手法 ^{※3}	・「該当なし」とされているが、現状では、校内LAN整備・サポートデスクについては、毎年入札を行い、結果的に1社入札となっている。これらの業務は、サービス提供に当たって一定規模の体制が必要であり、業務実施に伴ってノウハウが蓄積されるため、長期的な契約にするなど、安定的な事業実施体制の構築を促し、コスト削減につながるような契約方法を検討することが考えられる。 ・また、サポートデスクについては、例えば、生成AI（但し運用ルール等の基準作成が前提）等のデジタル技術を活用したサポート体制を作るなど、業務量をコントロールすることで、コストの維持・低減を図ることを検討することが考えられる。 ・「財源確保」の観点から、端末の一斉更新を見据えて、初期調達時と同様に財政支援を行うよう、引き続き国に強力に求めていくことが適当であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

※3 「財源確保」に関して、これまでに、国に制度改革等を要望し、国の5年度補正予算に反映されました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{*1}

89 地域活動推進費

事業局課	市民局	地域活動推進課	歳出予算科目		一般会計	3	款	1	項	4	目
政策・施策番号	政策番号	9	施策番号	1							
一般財源活用額	11億円	性質別	市民助成費	分野名称	市民生活・区役所運営	対象者	市民全体				

事業概要^{*1}

行政と地域との協働により地域課題を解決し住みよい地域社会を形成していくうえで、地域活動の中核を担う自治会町内会の役割はますます重要になっています。その活動を支援するため補助金及び報償費を交付するとともに、新型コロナウィルス感染症拡大防止を念頭にしたICT活用や工夫した取組などの事例を共有し、活動の継続を支援します。また、自治会町内会長への永年在職者表彰等により、自治会町内会活動の活性化を図ります。

所管部署の自己分析^{*2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 地域活動推進費補助金	自己分析	維持	条例	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	・事務改善が可能 ・民間のノウハウや人材等の活用が可能	求めるべきではない
② 地域活動推進費報償費	自己分析	維持	条例	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
③ 自治会町内会加入・活性化促進事業	自己分析	維持	条例	該当なし	目標を概ね達成	委託の拡大不可	契約方法の工夫が可能	求めるべきではない
④ 自治会町内会長の逝去に伴う弔慰	自己分析	維持	条例	該当なし	目標設定にない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑤ 自治会町内会長永年在職者表彰式	自己分析	維持	条例	国事業と類似・重複	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑥ 地域活動推進事務費	自己分析	測ることはない	条例	該当なし	目標設定にない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{*2}

市民ニーズ	・「維持」とされている点について、町内会の加入率は約7割と、他自治体に比べて高いが、長期的には低下傾向にあると見込まれることから、継続的にニーズを把握していくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「国事業と類似・重複」とされている点について、総務省「自治会等地縁による団体功労者総務大臣表彰」が該当しうる。被表彰者の人数が限られるため一概に代替できるものではないが、貴市表彰の対象となる勤続年数の段階的な引上げ等検討が考えられる（類似団体で10年の事例あり）。【自治会町内会長永年在職者表彰式】
事業実績	・「目標を概ね達成」とされているが、本事業の目標は、現在の「加入者を増やす」ことだけでなく（加入率は長期的には低下傾向にあるため、追求可能な目標を検討）、自治会内の公益活動の支援なども考えられるため、それぞれ目標設定を検討することが考えられる。
効率性・経済性 (1) 実施主体	・「委託の拡大不可」とされているが、世代間交流・協働を促進する意味でも、NPO法人等に委託する等の手法も検討が可能性であると考える。【自治会町内会加入・活性化促進事業】 ・補助事業としての観点から、町内会の加入率は約7割と、他自治体に比べて高く、一定の公平性は担保されているが、非加入世帯が多いと思われる若年層等への配慮（例えば、自治会町内会以外の地域活動の担い手への支援や、非加入世帯が参加しやすい自治会町内会の活動の促進など）について検討が可能と考える。
効率性・経済性 (2) 実施手法	・本事業で推進しているのは概ね以下の4つに分けられると推察する。 ①自治会内のコミュニティ活性化（住民の自治に任せるべき事項） ②美化・防犯防災など行政としても必要性が高い活動を支援する（行政からの確実な予算措置・方針の提示が必要） ③自治会の加入率を上げる（ノウハウ・ツール等についてある程度行政の関与が必要） ④自治会そのものの運営の効率化（横つなぎで促進、デジタル化等、同上） このうち①以外は、ある程度市・区が関与した方がよいと考えられるが、例えば②防犯防災など、非加入世帯にも関連する地域活動については、行政側でよりインシアチブを取った策とするなど、市としての関与のあり方を検討することが考えられる。また、例えば地域の担い手育成など、地域活動推進費と区づくり推進費の双方で対象となる活動もあることから、地域活動推進費との役割分担や整理統合について検討することも考えられる。 ・「事務改善が可能」とされている点について、デジタル化については、他自治体においても、防災などの一つの分野でデジタル化を行えば他分野にも波及する事例が複数見られることから、検討の可能性があると考える。 ・「民間のノウハウや人材等の活用が可能」とされている点について、世代間の交流を促進する観点からも、既存のコミュニティスペースやNPO法人等との連携も検討することが考えられる。
負担の公平性	

*1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

*2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

90 準要保護児童学校給食費

事業局課	教育委員会事務 局	健康教育・食育 課	歳出予算科目	一般 会計	15	款	7	項	3	目
政策・施策番号	政策番号	5	施策番号	99						
一般財源活用額	11億円	性質別	扶助費	分野名称	学校教育	対象者	こども			

事業概要^{※1}

小学校、義務教育学校前期課程の生活困窮世帯の児童に対する就学援助として学校給食費の援助を行う
昭和50年度より全額援助（以前は90%援助）

所管部署の自己分析^{※2}

事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 準要保護児童学校給食費	自己分析	増える	条例	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	・「該当なし」とされているが、関係課と連携しつつ、学校給食費の援助がどれだけ対象者の就学につながっているかを把握・検証をした上で、支援のあり方や水準を検討していくことが考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、「事務改善」の観点から本事業を見ると、児童生徒のデータを学校給食費管理システムに取り込むために行う加工作業が事務負担となっている点について、今後のシステム変更のタイミングに合わせて、改善を検討することが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

91 精神障害者生活支援センター運営事業

事業局課	健康福祉局	障害施設サービス課	歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	1						
一般財源活用額	11億円	性質別	扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者			障害者	

事業概要^{※1}

精神障害者生活支援センターは、統合失調症をはじめとした精神障害者の自立した地域生活を支援するため、各区に1館設置（指定管理方式のA型9区、補助金方式のB型9区）している本市の拠点的施設です。

精神保健福祉士を配置し、日常生活に関する相談や情報の提供、生活維持に必要な入浴や食事その他必要なサービスの提供、地域との交流の機会の提供、精神科病院からの退院促進（地域移行）及び退院後の再入院防止（地域定着）、緊急時の対応等の支援を行います。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 指定管理者選定評価委員会	自己分析	測ることはなじまない	条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない
② 生活支援センター運営事業（指定管理）（一部あんしん施策）	自己分析	維持	・法律・政令 ・条例	他都市より上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託の拡大が可能	民間のノウハウや人材等の活用が可能	負担は適切である
③ 民設型生活支援センター運営事業（補助金）（一部あんしん施策）	自己分析	維持	・法律・政令 ・規則・方針	他都市より上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託の拡大が可能	民間のノウハウや人材等の活用が可能	負担は適切である
④ 災害時応急備蓄物資整備事業	自己分析	増える	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑤ 精神障害者退院サポート事業検討会・研修事業	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	国水準以上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
⑥ 本市事務費	自己分析	測ることはなじまない	なし	他都市より上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	一部委託が可能	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	・生活支援センターの効果検証を行っており、分析結果を踏まえて、潜在的ニーズを捉えた改善と目標設定について、再検討することが考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	・「委託の拡大が可能」とされている点について、民間の専門性の活用や、職員が直接行うコストの削減を図る意味合いで、指定管理者制度の適用拡大や、委託先を再検討（訪問介護などの専門性の高い部分とそれ以外を切り離すことによる委託料の見直しなど）することが考えられる。
効率性・経済性 (2)実施手法	・「財源確保」の観点で本事業を見ると、国補助金の補助率は上限設定となっており、全国の予算要求が慢性的に国の予算を超えていることから、横浜市には基準よりも低率で交付されている。市費負担抑制のため、他の障害関係事業とあわせて、同様の問題意識を抱える自治体とともに、国へ満額認証に向けた働きかけを行っていくことが考えられる。 ・「民間のノウハウや人材等の活用が可能」とされている点について、指定管理者の指定期間は、継続して利用している住民への配慮等から10年単位だが、コストや品質に対する見直しの機会が少ないからこそ、協定更新時にはよりしっかりと評価を行うとともに、指定管理料見直しの余地がある場合は、適切に変更できるような協定事項を盛り込むことについて検討が可能であると考える。 ・「事務改善」の観点から、利用者と直接触れない部分の管理運営については、ICT化を推進し、職員が常駐しなくても遠隔で複数センターまとめて管理する等の効率化の検討が可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

92 社会福祉施設等償還金助成事業（特別養護老人ホーム等）

事業局課	健康福祉 局	高齢施設 課	歳出予算科目	一般 会計	7	款	5	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	15	施策番号	4						
一般財源活用額	11億円	性質別	施設等整備費 (市単独事業費)	分野名称	社会福祉	対象者	高齢者			

事業概要^{※1}

社会福祉法人が施設を建設するにあたり、福祉医療機構、神奈川県社会福祉協議会及び横浜市社会福祉協議会から借り入れる資金の償還金の元金の一部、及び福祉医療機構から借り入れる償還金の元金における利子を助成します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 社会福祉施設等償還金助成事業（特別養護老人ホーム等）	自己分析	測ることはなじまない	規則・方針	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	・「規則・方針」とされている点について、いずれも現在新規助成は行っておらず、助成対象先の事業者の償還が終了次第、助成自体も終了との方針に沿って、引き続き対応していくことが適切と考えられる。
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

93 横浜市地域福祉活動補助金

事業局課	健康福祉 局	福祉保健 課	歳出予算科目	一般会計	7	款	1	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	10	施策番号	1						
一般財源活用額	11億円	性質別	市民助成費	分野名称	社会福祉	対象者	市民全体			

事業概要※1

社会福祉法において「地域福祉の推進役」として位置づけられている横浜市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の活動費の助成等を行います。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 横浜市地域福祉活動補助金	自己分析	増える	法律・政令	・該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	負担は適切である

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、ニーズのより的確な見込みと、見込みから考えられる市費負担への影響を可視化し、必要な施策・事業の推進と持続可能な財政運営との両立に向け、事業所管課としての運営方針を整理しておくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「財源確保」の観点で本事業を見ると、国の補助金の補助率は上限設定となっており、全国の予算要求が慢性的に国の予算を超えていることから、横浜市には基準よりも低率で交付されている。市費負担抑制のため、他の障害関係事業とあわせて、同様の問題意識を抱える自治体とともに、国への満額認証に向けた働きかけを行っていくことが考えられる。 ・福祉バス事業について、助成団体が民間バスを借り上げる形態を取っているが、例えば、横浜市営バスの車両の中から福祉用バスとして拠出し、共同で運用するなどの効率化について、検討が可能であると考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

94 資源集団回収促進事業

事業局課	資源循環 局	業務 課	歳出予算科目	一般会計	9 款	1 項	2 項	目
政策・施策番号	政策番号	19	施策番号	99				
一般財源活用額	10億円	性質別	市民助成費	分野名称	地域環境対策	対象者	市民全体	

事業概要※1

安定した古紙・古布の資源化及び、資源集団回収制度の円滑な実施のため、登録団体及び登録業者に対し、奨励金を交付します。
また、資源物の持ち去り防止対策を行います。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 資源集団回収促進事業	自己分析	維持	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	事務改善が 可能	求めるべき ではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・ 経済性 (1)実施主体	
効率性・ 経済性 (2)実施手法	・ 「事務改善が可能」とされている点について、これまで紙でやり取りしていた奨励金申請・交付事務が、来年度からオンライン化されることが決定しており、当該業務を着実に進めることで、デジタル化による事務改善につなげていくことが期待される。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

95 地域型保育向上支援費

事業局課	こども青少年 局	保育・教育運営 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	2	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	2	施策番号	1						
一般財源活用額	10億円	性質別	扶助費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要※1

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業は、平成27年4月に開始された子ども・子育て支援新制度において特定地域型保育事業とされ、給付対象となっています。この給付費に加え、保育・教育の質の確保・向上のため、向上支援費の助成を行います。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 地域型保育向上支援費	自己分析	増える	規則・方針	国水準に上乗せ・横出しあり	目標設定になじまない	委託不可	財源確保が可能	負担は適切である

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、施設の安全や子ども一人ひとりへのきめ細やかな対応に対するニーズは高いと考えられるものの、少子化も進展していくため、国の「次元の異なる少子化対策」への対応も含めて、本事業を構成する各メニューに対する市民ニーズが今後も継続して増加していくのか、定期的に把握を行うことが適当と考える。その上で、将来的な市費負担の影響を可視化し、本事業のあり方を検討していくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「国水準に上乗せ・横出しあり」とされている点について、保育・教育施設向上支援費とあわせて、近隣都市の水準との比較や、本事業の効果検証を定期的に行なながら、事業のあり方を検討していくことが考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とのことであるが、事業目的に合わせた目標（アウトカム指標）設定を踏まえて事業を執行し、効果検証・改善を重ねていくことが有効であると考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「財源確保が可能」とされている点について、引き続き、保育・教育施設向上支援費とあわせて、財源確保に向けた国への予算・制度要望を行っていくことが適当と考える。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

96 教職員給与等管理事務費

事業局課	教育委員会事務 局	教職員人事課・労務 課	歳出予算科目	一般 会計	15 款	1 項	2 目
政策・施策番号	政策番号	99	施策番号	99			
一般財源活用額	10億円	性質別	庁舎管理費	分野名称	学校教育	対象者	こども

事業概要※1

横浜市立学校教職員等の給与支給を行う。また給与支給処理にあたり、教職員人事給与システム、教職員庶務事務システム及び関連システムの運用、教職員庶務事務センターの運営を行い、正確で迅速、効率的な給与支給の実施を図る。

所管部署の自己分析※2

細事業		客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
(1)	(2)						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① システム関係経費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない	
② アウトソーシング経費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない	
③ 給与支給経費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない	
④ 福利厚生関係経費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない	

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「該当なし」とされているが、現行契約の満了期限等の適切なタイミングに向けて、市長部局の類似したシステムとの統合、業務効率化に向けた市全体での検討も考えられる。【システム関係経費】。 ・また、教育委員会の庶務事務センター審査業務の人的作業について、AI等の活用による、事務の効率化、委託コスト削減の検討も可能であると考える。【アウトソーシング経費】。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

97 地域活動支援センター運営事業（精神障害者地域作業所型）

事業局課	健康福祉	局	障害施設サービス 課	歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	13	施策番号	1							
一般財源活用額	10億円	性質別	扶助費	分野名称	障害者福祉	対象者	障害者				

事業概要^{※1}

地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型に対して運営等に係る経費を助成します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 運営費等補助金（一部あんしん施策）	自己分析	増える	・法律・政令 ・規則・方針	他都市より 上乗せ・ 横出しあり	目標設定に なじまない	補助事業が 規定の終期を 迎えている	該当なし	求めるべき ではない
② 設置費・移転費	自己分析	増える	規則・方針	他都市より 上乗せ・ 横出しあり	目標設定に なじまない	全部委託が 可能	該当なし	求めるべき ではない
③ 施設職員研修費助成事業	自己分析	測ることは なじまない	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない
④ 販路拡大等補助事業	自己分析	測ることは なじまない	規則・方針	該当なし	目標設定に なじまない	委託の 拡大不可	該当なし	求めるべき ではない
⑤ 処遇改善補助金	自己分析	測ることは なじまない	規則・方針	国水準に 上乗せ・ 横出しあり	目標設定に なじまない	全部委託が 可能	該当なし	求めるべき ではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、地域のニーズをもとに事業所設立の支援を行うという発想は合理的だが、その地域ニーズの検証や市民ニーズが継続しているかをモニタリングし、支援の水準の最適化を図ることが考えられる。
実施根拠	・いざれの細事業も、障害者支援に力を入れてきた市独自の取組として、一定の効果は発揮しているが、「市民ニーズ」「妥当性」「実施手法」で記載したとおり、サービス水準の最適化について検討することが考えられる。
妥当性	・「他都市より上乗せ・横出しあり」「国水準に上乗せ・横出しあり」とされている点について、施設設置の促進、安定した運営、離職率の低減といった目的に対し、一定の効果は発揮しているが、客観的データ等を用いた効果検証により、事業効果について再検討することが考えられる。 ・横浜市が先駆けて実施してきた取組であるが、障害者施策全体の中で、例えば、重点分野への財源のシフトや、補助項目・補助率といったサービス水準の最適化など、持続可能な事業運営について検討することが考えられる。
事業実績	・「目標設定になじまない」とされているが、事業目的に合わせた目標（アウトカム指標）設定を踏まえて事業を執行し、効果検証・改善を重ねていくことが有効であると考えられる。
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	・「財源確保」の観点で本事業を見ると、国補助金の補助率は上限設定となっており、全国の予算要求が慢性的に国の予算を超えていることから、横浜市には基準よりも低率で交付されている。市費負担抑制のため、他の障害関係事業とあわせて、同様の問題意識を抱える自治体とともに、国へ満額認証に向けた働きかけを行っていくことが考えられる。
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等※1

98 予備費

事業局課	財政 局	総務 課	歳出予算科目	一般会計	18	款	1	項	1	目
政策・施策番号	政策番号	99	施策番号	99						
一般財源活用額	10億円	性質別	企画管理費	分野名称	財政・会計	対象者	市民全体			

事業概要※1

予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上します。

所管部署の自己分析※2

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 予備費	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等※2

市民ニーズ	
実施根拠	
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要是、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

99 保育・教育人材確保事業

事業局課	こども青少年局	保育対策課	歳出予算科目	一般会計	6	款	2	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	2	施策番号	3						
一般財源活用額	10億円	性質別	市民助成費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要^{※1}

① 保育・教育人材確保事業

ア 保育・教育人材の就労支援

就職面接会や保育施設見学会、就職支援講座を開催するほか、人材確保に係る団体の活動に対して補助を実施します。また、オンラインでの求人活動を促進するため、民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報のPRを行います。さらに、保育士の離職を防ぐための相談窓口を設置します。

イ 保育士・保育所支援センター

かながわ保育士・保育所支援センターを神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市とともに、共同運営します。

ウ 保育士資格取得支援

保育士資格を有していない者が資格取得に要した受講料等の補助を行います。また保育士試験前に対策講座を開催します。

エ 保育士確保に向けた横浜の保育PR強化

養成校の学生や潜在保育士等を対象に、『横浜で保育士として働く魅力』や復職支援策をPRし、市内保育所等への就職につなげます。

オ 保育士確保コンサルタント派遣

保育士の採用、離職防止や施設の定員構成等に課題を感じる施設向けに、個別訪問によるコンサルタント派遣を行います。

カ 保育士修学資金貸付事業

養成施設の卒業予定者に対し、修学資金を貸付けます。

② 保育士宿舎借り上げ支援事業

キ 宿舎借り上げ支援

市内保育所等を運営する事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための費用の一部を補助します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業	客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
① 保育・教育人材確保事業	自己分析	増える	・法律・政令 ・規則・方針	・該当なし ・国水準に上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託の拡大不可	該当なし	求めるべきではない
② 保育士宿舎借り上げ支援事業	自己分析	増える	・法律・政令 ・規則・方針 ・なし	・該当なし ・国水準に上乗せ・横出しあり	目標を概ね達成	委託の拡大不可	事務改善が可能	負担は適切である

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	・「増える」とされている点について、保育士の採用は依然として求人倍率が高く、今後市の保育士配置基準の見直し等によって他都市の保育士需要も高まるなど、さらに採用が困難になる可能性がある。一方で、保育に対するニーズは高いものの、少子化も進展していくため、市の「次元の異なる少子化対策」への対応も含めて、本事業に対する市民ニーズが今後も継続して増加していくのか、定期的に把握を行うことが適当と考える。その上で、将来的な市費負担の影響を可視化し、本事業の持続性を検討していくことが考えられる。
実施根拠	
妥当性	・「国水準に上乗せ・横出しあり」とされている点について、国基準と比較して、対象となる保育士の範囲（経験年数の制限）を広く、補助の上限額を高く設定されているが、離職した保育士の経験年数や離職理由、就職した保育士の横浜市を選んだ理由や本事業に対する認知度等を分析するなど、本事業（特に上乗せ・横出しあり部分）の効果検証を行った上で、制度のあり方を検討することが考えられる。【保育士宿舎借り上げ支援事業】 ・例えば、対象となる保育士の範囲（経験年数の制限）については、近年国が段階的に範囲を狭めている（元は経験年数10年目まで→5年度は7年目までに引き下げ）ことを踏まえて、国基準にそろえている近隣他都市や、逆に経験年数制限を撤廃している近隣他都市と、保育士の離職防止や採用促進にどのような効果や影響があったのか、比較検証を行うことが適当であると考える。【保育士宿舎借り上げ支援事業】 ・対象となる保育士の範囲（経験年数の制限）の課題として、途中で市内の別の保育所に転職した場合、経験年数がリセットされ、1年目として再び本事業の対象となってしまう。このようなケースは、国基準でも排除されていないため、国に対して制度改革を要望することが適当であると考える。また、横浜市としても、本事業が同じ保育所での長期間の勤務継続を目的とするのか、保育所は移ることがあつても横浜市内での就業継続を目的とするのかなど、事業の目的を明確にした上で、それを実現するための制度として検討することが適当であると考える。その際には、育児のために離職した保育士等をターゲットとした確保策や、保育士不足の地域に重点を置いた仕組み等の検討も可能であると考える。【保育士宿舎借り上げ支援事業】
事業実績	
効率性・経済性 (1) 実施主体	
効率性・経済性 (2) 実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。

100大事業の自己分析及び外部視点による助言等^{※1}

100 児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業

事業局課	こども青少年 局	保育・教育運営 課	歳出予算科目	一般会計	6	款	2	項	2	目
政策・施策番号	政策番号	7	施策番号	99						
一般財源活用額	10億円	性質別	市民事業費	分野名称	子育て	対象者	こども			

事業概要^{※1}

保育所等は感染症のリスクが継続する中で、適切な防止対策を行った上で事業を継続することが求められることから、感染防止に資する物品購入等や簡易な改修に対する経費に加えて、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるよう必要な経費を補助します。

所管部署の自己分析^{※2}

細事業		客観的指標	市民ニーズ	実施根拠	妥当性	事業実績	効率性・経済性		負担の公平性
(1)	(2)						(1) 実施主体	(2) 実施手法	
①	①児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
②	①児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業(簡易な改修)	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を下回った	委託不可	該当なし	求めるべきではない
③	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業(事務費)	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標設定になじまない	一部委託が可能	該当なし	求めるべきではない
④	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業(市立)	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を概ね達成	委託不可	該当なし	求めるべきではない
⑤	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業(市立簡易な改修)	自己分析	測ることはなじまない	法律・政令	該当なし	目標を下回った	委託不可	該当なし	求めるべきではない

外部視点による助言等^{※2}

市民ニーズ	
実施根拠	・「法律・政令」とされている点について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されたことを踏まえて、本事業のあり方を検討することが考えられる。
妥当性	
事業実績	
効率性・経済性 (1)実施主体	
効率性・経済性 (2)実施手法	
負担の公平性	

※1 事業名・一般財源活用額・事業概要は、令和4年度当初予算での一般財源活用額の上位100事業のものです。

※2 令和5年8月時点の所管部署の自己分析に対して外部視点による助言等を行いました。